

災害に係る住家の被害認定基準実施体制の手引き新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

新	旧
<p>第1章 制度概要</p> <hr/> <p>1. (略)</p> <p>2. 防災基本計画における位置付け</p> <p>防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画です。地方公共団体は、この計画に基づき地域防災計画を作成することとされています。</p> <p>防災基本計画において、市町村には罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を行うことなどが定められているほか、都道府県には、被害認定調査担当者のための研修機会の拡充等による調査の迅速化、被害認定調査や罹災証明書の交付に関する体制や資機材が被災市町村のみでは不足する場合の支援、広域的な災害における調査・判定方法の市町村間での調整などがそれぞれ定められています。</p> <p>防災基本計画（平成29年4月 中央防災会議決定）（抄）</p> <p>第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 1 1 災害復旧・復興への備え (3) 罹災証明書の発行体制の整備 ○ 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</u> ○ <u>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> ○ 都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>第3章 災害復旧・復興 第4節 被災者等の生活再建等の支援 ○ 都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、<u>定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1章 制度概要</p> <hr/> <p>1. (略)</p> <p>2. 防災基本計画における位置付け</p> <p>防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画です。地方公共団体は、この計画に基づき地域防災計画を作成することとされています。</p> <p>防災基本計画において、市町村には罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を行うことが定められているほか、都道府県には、被害認定調査担当者のための研修機会の拡充等による調査の迅速化、被害認定調査や罹災証明書の交付に関する体制や資機材が被災市町村のみでは不足する場合の支援、広域的な災害における調査・判定方法の市町村間での調整がそれぞれ定められています。</p> <p>防災基本計画（平成28年2月 中央防災会議決定）（抄）</p> <p>第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え 1 1 災害復旧・復興への備え (3) 罹災証明書の発行体制の整備 ○ 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○ 都道府県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>第3章 災害復旧・復興 第4節 被災者等の生活再建等の支援 ○ 都道府県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p data-bbox="160 201 635 233">4. 災害に係る住家の被害認定調査</p> <p data-bbox="184 254 234 281">(略)</p> <p data-bbox="142 298 427 325">2) 災害の被害認定基準</p> <p data-bbox="184 342 234 369">(略)</p> <p data-bbox="160 432 673 459">b) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針</p> <p data-bbox="184 476 1466 638">平成7年1月17日の阪神・淡路大震災当時、被災市町では、「固定資産評価基準」(昭和38年自治省告示第158号)をベースとして部位別に被害状況を認定すること、「被災度区分判定基準」((財)日本建築防災協会(当時))による被災状況の見方も参考にすること等を基本とし、被害調査の基準を作成して建物被害調査を実施しました。</p> <p data-bbox="172 655 1466 863">「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成13年7月作成、平成30年3月最終改定)は、これら被災市町が作成した被害調査の基準等を踏まえ、市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたものです。具体的には、固定資産評価を参考に、原則として、部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定することとしています。</p> <p data-bbox="184 879 234 907">(略)</p> <p data-bbox="142 970 373 997">4) 調査方法の概要</p> <p data-bbox="184 1014 1466 1087">被害認定調査は、「住家被害認定調査票」を用いて「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定します。</p> <p data-bbox="184 1104 1466 1312">地震や水害の第2次調査、風害により被災した場合の調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いが必要となります。また、原則として内部立入調査を行う必要がありますが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、<u>内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とされています。</u></p> <p data-bbox="184 1329 234 1356">(略)</p> <p data-bbox="142 1419 359 1446">a) 地震による被害</p> <p data-bbox="184 1463 234 1491">(略)</p> <p data-bbox="184 1507 1466 1627"><u>また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできます。</u></p> <p data-bbox="142 1690 359 1717">b) 水害による被害</p> <p data-bbox="184 1734 234 1761">(略)</p> <p data-bbox="184 1778 1466 1940">水害により被災した住家に対する被害認定調査は、<u>【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施します(ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられます)。</u></p>	<p data-bbox="1525 201 2000 233">4. 災害に係る住家の被害認定調査</p> <p data-bbox="1549 254 1599 281">(略)</p> <p data-bbox="1501 298 1786 325">2) 災害の被害認定基準</p> <p data-bbox="1549 342 1599 369">(略)</p> <p data-bbox="1525 432 2039 459">b) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針</p> <p data-bbox="1549 476 2819 638">平成7年1月17日の阪神・淡路大震災当時、被災市町では、「固定資産評価基準」(昭和38年自治省告示第158号)をベースとして部位別に被害状況を認定すること、「被災度区分判定基準」((財)日本建築防災協会(当時))による被災状況の見方も参考にすること等を基本とし、被害調査の基準を作成して建物被害調査を実施しました。</p> <p data-bbox="1537 655 2819 863">「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成13年7月作成、平成25年6月最終改定)は、これら被災市町が作成した被害調査の基準等を踏まえ、市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたものです。具体的には、固定資産評価を参考に、原則として、部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定することとしています。</p> <p data-bbox="1549 879 1599 907">(略)</p> <p data-bbox="1501 970 1733 997">4) 調査方法の概要</p> <p data-bbox="1549 1014 2819 1087">被害認定調査は、「住家被害認定調査票」を用いて「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定します。</p> <p data-bbox="1549 1104 2819 1266">地震や水害の第2次調査、風害により被災した場合の調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いが必要となります。また、原則として内部立入調査を行う必要がありますが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、<u>外観目視調査のみでも可とされています。</u></p> <p data-bbox="1549 1329 1599 1356">(略)</p> <p data-bbox="1501 1419 1718 1446">a) 地震による被害</p> <p data-bbox="1549 1463 1599 1491">(略)</p> <p data-bbox="1501 1690 1718 1717">b) 水害による被害</p> <p data-bbox="1549 1734 1599 1761">(略)</p> <p data-bbox="1549 1778 2819 1940">水害により被災した住家に対する被害認定調査は、<u>【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施します(ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられます)。</u></p>

新	旧
<p>第1次調査は、外観の損傷状況及び浸水深を目視により把握するもので、<u>【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に限り実施することができます。これは、膨大な量の住家被害を迅速に調査・判定するために設けられた調査方法です。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合*と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意します。</u></p> <p>第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査の対象に該当しない場合又は第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合に実施します。第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等を目視により把握するものです。</p> <p>また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の「<u>第4編 液状化等の地盤被害による被害</u>」に定める方法で調査を行うこともできます。</p> <p>* <u>外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>d) その他の被害（火山災害等）</p> <p>(略)</p> <p>地盤の液状化等により損傷した住家については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の「<u>第4編 液状化等の地盤被害による被害</u>」に定める方法により調査を行うことができます。</p> <p>火災による被害の場合については、消防法に基づく火災損害調査の例により調査を行うことが考えられます。</p>	<p>第1次調査は、外観の損傷状況及び浸水深を目視により把握するもので、<u>【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合に限り実施することができます。これは、東日本大震災における津波による膨大な住家被害を迅速に調査・判定するために創設された調査方法です。</u></p> <p>第2次調査は、第1次調査を実施された住家の被災者から申請があった場合、又は、第1次調査の対象に該当しない場合に実施します。第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等を目視により把握するものです。</p> <p>(略)</p> <p>d) その他の被害（火山災害等）</p> <p>(略)</p> <p>地盤の液状化等により損傷した住家については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に定める方法により調査を行うことができます。</p> <p>火災による被害の場合については、消防法に基づく火災損害調査の例により調査を行うことが考えられます。</p>

新

災害に係る住家の被害の発生

第1編
地震による被害

詳細フローはP1-4及びP1-44

＜第1次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位*による判定

＜第2次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※第1次調査における判定の対象となる部位は、外部から調査可能な部位とする。

第2編

水害による被害

詳細フローはP2-4、P2-5及びP2-44

＜第1次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 浸水深による判定

【木造・プレハブ】であり、かつ、戸建ての1～2階建ての場合

＜第2次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 浸水深による判定
- (4) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第3編

風害による被害

詳細フローはP3-4及びP3-40

＜調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 屋根等の損傷による判定
- (4) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第4編

液状化等の地盤被害による被害

詳細フローはP4-2

○地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法

＜第1次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 住家の潜り込みによる判定

＜第2次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 住家の潜り込みによる判定
- (4) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

旧

災害に係る住家の被害の発生

第1編

地震による被害

詳細フローはP1-4及びP1-44

＜第1次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位*による判定

＜第2次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※第1次調査における判定の対象となる部位は、外部から調査可能な部位とする。

第2編

水害による被害

詳細フローはP2-4、P2-5及びP2-40

＜第1次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 浸水深による判定

【木造・プレハブ】であり、かつ、戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波等外力による損傷がある場合

＜第2次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 浸水深による判定
- (4) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第3編

風害による被害

詳細フローはP3-4及びP3-38

＜調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 外装による判定
- (4) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

補遺

○地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法

＜第1次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 住家の潜り込みによる判定

＜第2次調査＞

- (1) 外観による判定
- (2) 傾斜による判定
- (3) 住家の潜り込みによる判定
- (4) 部位による判定

＜被災者から再調査の依頼があった場合の対応＞
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

出典：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府（防災担当） 平成 30 年 3 月）

（略）

出典：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府（防災担当） 平成 25 年 6 月）

（略）

新

5) 判定方法
(略)

<損害割合の計算方法について>

■住家の損害割合の算出
住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計です。

$$\text{住家の損害割合} = \text{屋根の損害割合} + \text{柱の損害割合} + \dots + \text{設備の損害割合}$$

■部位別損害割合の算出
部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出します。

$$\begin{aligned} \text{部位別損害割合} &= \text{部位別構成比} \times \text{部位の損傷率} \\ &= \text{部位別構成比} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{損傷部分の割合} \end{aligned}$$

■部位別構成比

	地震等による被害(第1次調査)		地震による被害(第2次調査) 水害による被害及び風害による被害			
	木造・プレハブ	屋根	15%	屋根	15%	
壁(外壁)		75%	柱(又は耐力壁)	15%		
			床(階段を含む)	10%		
	外壁		10%			
	内壁		10%			
基礎	10%	天井	5%			
		建具	15%			
		基礎	10%			
非木造	<柱の損傷により判定>	60%	設備	10%		
			柱(又は耐力壁)	50%		
			床・梁	10%		
	雑壁・仕上等 設備等(外部階段を含む)	15%	外部仕上げ・雑壁・屋根	10%		
			<外壁の損傷により判定>	85%	内部仕上げ・天井	10%
					外壁	5%
設備等(外部階段を含む)	15%	建具	5%			
		設備等(外部階段を含む)	15%			

8) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び損害保険・共済団体による調査等との関係

a) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定

大地震による住家被害が発生した場合、住家の被害認定調査の他に、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）、被災宅地危険度判定や被災度区分判定といった建物被害調査が実施されることがあります。なお、被災宅地危険度判定については、地震のほか、降雨等の災害による場合も実施されます。これらの調査は、それぞれ異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、被害認定調査の実施にあたっては、各調査の判定結果の取扱いや、調査の

旧

5) 判定方法
(略)

<損害割合の計算方法について>

■住家の損害割合の算出
住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計です。

$$\text{住家の損害割合} = \text{屋根の損害割合} + \text{柱の損害割合} + \dots + \text{設備の損害割合}$$

■部位別損害割合の算出
部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出します。

$$\begin{aligned} \text{部位別損害割合} &= \text{部位別構成比} \times \text{部位の損傷率} \\ &= \text{部位別構成比} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{損傷部分の割合} \end{aligned}$$

■部位別構成比

	地震等による被害(第1次調査)		地震による被害(第2次調査) 水害による被害及び風害による被害			
	木造・プレハブ	屋根	15%	屋根	15%	
壁(外壁)		75%	柱(又は耐力壁)	15%		
			床(階段を含む)	10%		
	外壁		10%			
	内壁		15%			
基礎	10%	天井	5%			
		建具	10%			
		基礎	10%			
非木造	<柱の損傷により判定>	60%	設備	10%		
			柱(又は耐力壁)	50%		
			床・梁	10%		
	雑壁・仕上等 設備等(外部階段を含む)	15%	外部仕上げ・雑壁・屋根	10%		
			<外壁の損傷により判定>	85%	内部仕上げ・天井	10%
					外壁	5%
設備等(外部階段を含む)	15%	建具	5%			
		設備等(外部階段を含む)	15%			

8) 応急危険度判定等との関係

a) 応急危険度判定・被災度区分判定

大地震による住家被害が発生した場合、住家の被害認定調査の他に、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）や被災度区分判定といった建物被害調査が実施されることがあります。これらの調査は、それぞれ異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、被害認定調査の実施にあたっては、各調査の判定結果の取扱いや、調査の

新

ら、被害認定調査の実施にあたっては、各調査の判定結果の取扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意して調査を進めていく必要があります。

また、被災住民側から見ると、これら建物や宅地に係る4つの被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、それぞれの調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要です。特に住家の被害認定調査と応急危険度判定・被災宅地危険度判定については、調査の時期が重なった場合に混同が生じる場合もあることから、大地震発生時にはこれらの調査の混同が生じないように、それぞれの調査目的と判定の意味を理解した上で、十分な周知及び広報計画をたてることが重要となります。

一方で、これら建物や宅地に係る4つの被害調査は、調査項目等に類似する点も多く見受けられることから、情報共有等の連携を図っていくことも効果的です。「運用指針」では、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施する（例えば、被害認定調査の調査計画策定に役立てるほか、判定結果及びコメントを被害認定調査の参考にする）ことが考えられるとされています。具体的には、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」「建築物全体又は一部の著しい傾斜」により「一見して危険」と判定された住家や、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しい傾斜をしていることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして、「全壊」の被害認定を行うことも可能です。

<大地震発生後の4つの建物被害調査>

	住家の被害認定	被災建築物 応急危険度判定	被災宅地 危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の交付	余震等による二次災害の防止	余震等による二次災害の防止、宅地造成等規制法に基づく宅地保全の勧告等必要箇所の把握	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村（都道府県・全国被災建築物応急危険度判定協議会※1が支援）	市町村（都道府県が支援※2）	建物所有者
調査員	主に行政職員（罹災証明書の交付は行政職員のみ）	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（宅地防災の経験を有する行政職員等）	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	当面の使用の可否	監視警戒や応急対策の必要性の有無	継続使用のための復旧の可否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	危険宅地・要注意宅地・調査済宅地	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果（被害の程度）を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	宅地に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

※1 地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等か

旧

実施時期等が異なることに留意して調査を進めていく必要があります。

また、被災住民側から見ると、これら3つの建物被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、特に住家の被害認定調査と応急危険度判定については、調査の時期が重なった場合に混同が生じる場合もあることから、大地震発生時にはこれらの調査の混同が生じないように、それぞれの調査目的と判定の意味を理解した上で、十分な周知及び広報計画をたてることが重要となります。

一方で、これら3つの建物被害調査は、調査項目等に類似する点も多く見受けられることから、情報共有等の連携を図っていくことも効果的です。「運用指針」では、応急危険度判定の判定結果について、被害認定調査の調査計画策定に役立てるほか、判定結果及びコメントを被害認定調査の参考にすることができる場合があるとされています。具体的には、応急危険度判定において、「建築物全体又は一部の崩壊・落階」「建築物全体又は一部の著しい傾斜」により「一見して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、「全壊」の被害認定を行える場合があります。

<大地震発生後の3つの建物被害調査>

	住家の被害認定	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の交付	余震等による二次災害の防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村（都道府県・応急危険度判定協議会※が支援）	建物所有者
調査員	主に行政職員（罹災証明書の交付は行政職員のみ）	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の可否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果（被害の程度）を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

※応急危険度判定協議会（全国被災建築物応急危険度判定協議会）

地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を

新

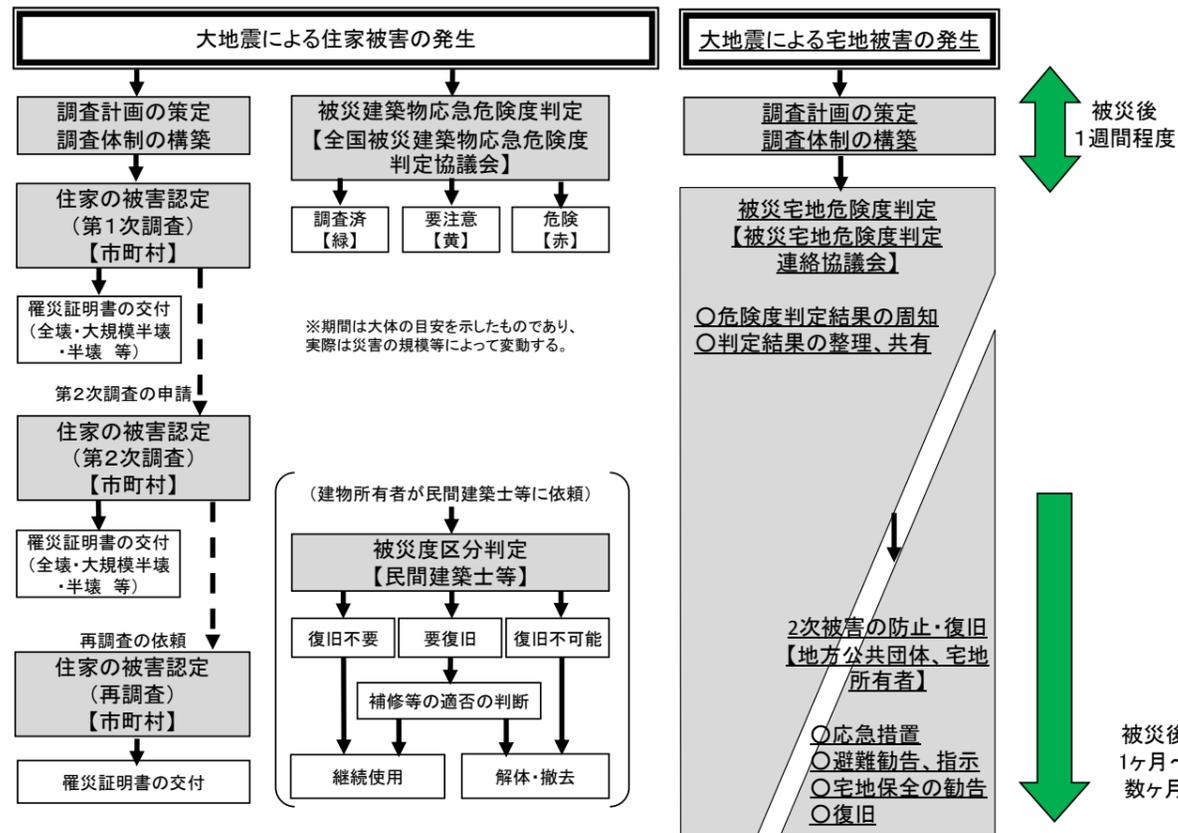
ら構成され、一般財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

※2 被害が生じた地方公共団体のみで対応が難しい場合は、都道府県、政令市、都市再生機構、公益財団法人宅地擁壁技術協会から構成される被災宅地危険度判定連絡協議会を通じた調整や支援が図られる。

大地震の際に行われる建物や宅地に係る4つの被害調査については、それぞれの調査目的に応じて、その調査の実施時期が以下のとおり異なります。

- ・人命に関わる二次災害の防止を目的とした「応急危険度判定」については、被災後概ね1週間から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施されることとなります。
- ・通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知し二次災害を防止することを目的とする「被災宅地危険度判定」は、避難時の安全確保や応急対策の実施、復旧必要性の把握などの地域ニーズの変化を考慮しつつ、余震や降雨による地盤緩みの進行により監視警戒や対策必要性が生じることを考えながら継続的に実施します。
- ・罹災証明書の交付を目的とした「住家の被害認定調査」については、経済的被害を証明するもので、被災規模等の把握や、調査体制の構築、罹災証明書の交付時期等を踏まえて調査方針を決定した後、「応急危険度判定」及び「被災宅地危険度判定」の実施時期と前後して調査が実施されていくこととなります。また、被災者が再調査を依頼した際に行われる「住家の被害認定調査（再調査）」については、「住家の被害認定調査（第2次調査）」の後、被災建物の復旧修理を行う前に実施することとなります。
- ・建物所有者が民間建築士等に依頼することにより行われる「被災度区分判定」については、被災後又は「応急危険度判定」の後、適切かつ速やかな復旧に資することを目的として実施することとなります。

＜大地震発生後の建物や宅地に係る4つの被害調査の実施の流れ＞



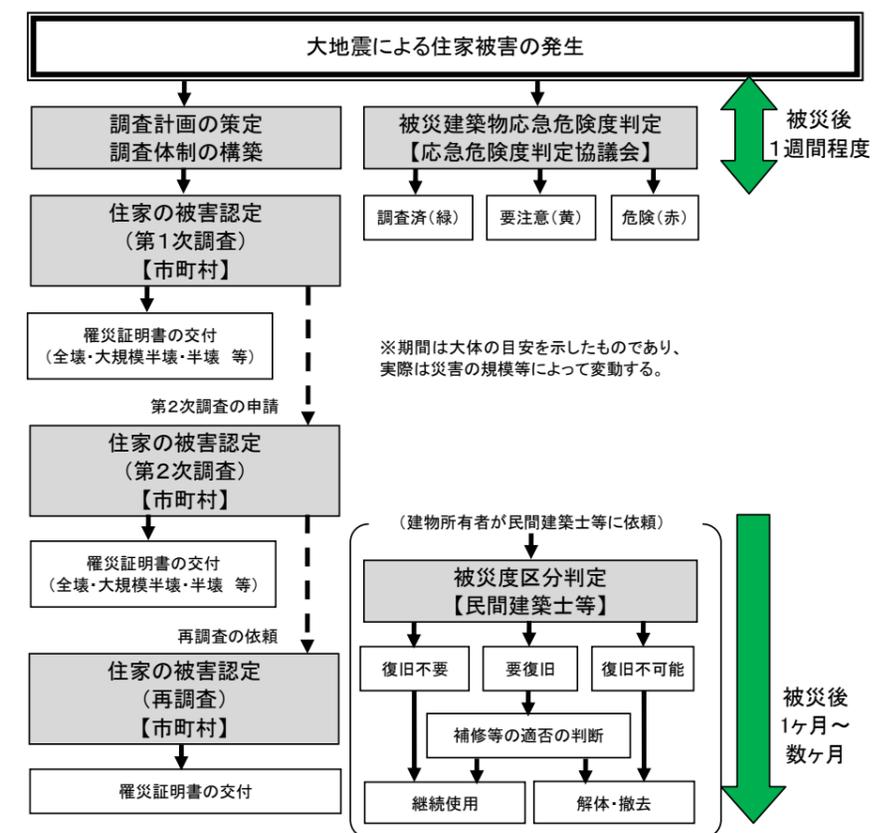
旧

行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

大地震の際に行われる3つの建物被害調査については、それぞれの調査目的に応じて、その調査の実施時期が以下のとおり異なります。

- ・人命に関わる二次災害の防止を目的とした「応急危険度判定」については、被災後概ね1週間から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施されることとなります。
- ・罹災証明書の交付を目的とした「住家の被害認定調査」については、経済的被害を証明するもので、被災規模等の把握や、調査体制の構築、罹災証明書の交付時期等を踏まえて調査方針を決定した後、「応急危険度判定」の終了時期と前後して調査が実施されていくこととなります。被災者が再調査を依頼した際に行われる「住家の被害認定調査（再調査）」及び建物所有者が民間建築士等に依頼することにより行われる「被災度区分判定」については、各々「住家の被害認定調査（第2次調査）」及び「応急危険度判定」の後、被災建物の復旧修理を行う前に実施することとなります。

＜大地震発生後の3つの建物被害調査の実施の流れ＞



<木造建築物の応急危険度判定調査表>

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____/_____)
_____ (_____/_____)

整理番号 _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()
4 構造形式 1.在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他 ()
5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他 ()
6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m× _____ m

建築物番号 _____
住宅地図整理番号 _____
3 _____
4 _____
5 _____ 階
ア _____ m
イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

調査方法 _____

Table with 2 columns: 1.建築物全体又は一部の崩壊・落階, 2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ, 3.建築物全体又は一部の著しい傾斜, 4.その他 ()

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

Table with 3 columns: Aランク, Bランク, Cランク. Rows include: ①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険, ②構造躯体の不同沈下, ③基礎の被害, ④建築物の1階の傾斜, ⑤壁の被害, ⑥腐食・蟻害の有無, 危険度の判定

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____
⑥ _____
判定 _____

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

Table with 3 columns: Aランク, Bランク, Cランク. Rows include: ①瓦, ②窓枠・窓ガラス, ③外装材 湿式の場合, ④外装材 乾式の場合, ⑤看板・機器類, ⑥屋外階段, ⑦その他 (), 危険度の判定

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____
⑥ _____
⑦ _____
判定 _____

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

総合判定 _____

- 1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

木造

<鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表>

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 調査日時 月 日 午前・午後 時 調査回数 回目
調査者氏名 (都道府県/No)

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 1.1 建築物番号
2 建築物所在地 2.1 住宅地区整理番号
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他
4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他
5 階数 地上 階 地下 階
6 建築物規模 1階寸法 約ア m x イ m

建築物番号
住宅地区整理番号
3
4
地上 階
地下 階
ア m
イ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

- 1.建築物全体又は一部の崩壊・落階
2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜
4.その他

調査方法
1

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

Table with 4 columns: Rank (A, B, C) and various inspection items like '隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険', '傾斜を生じた階の階数が1層以下の場合', '柱脚の破損', etc.

①
②
③
被害最大の階
④
⑤
⑥
⑦
⑧
判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

Table with 4 columns: Rank (A, B, C) and various inspection items like '屋根材', '窓枠・窓ガラス', '外装材 湿式の場合', etc.

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

- 1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

総合判定

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

S 造

＜鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度判定調査表＞

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

RC

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目

調査者氏名(都道府県/No) _____ (_____ / _____)

建築物概要 _____ (_____ / _____)

- 建築物概要
- 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 - 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 - 建築物用途
 - 戸建て専用住宅
 - 長屋住宅
 - 共同住宅
 - 併用住宅
 - 店舗
 - 事務所
 - 旅館・ホテル
 - 庁舎等公共施設
 - 病院・診療所
 - 保育所
 - 工場
 - 倉庫
 - 学校
 - 体育館
 - 劇場、遊戯場等
 - その他(_____)
 - 構造種別
 - 鉄筋コンクリート造
 - プレキャストコンクリート造
 - ブロック造
 - 鉄骨鉄筋コンクリート造
 - 混合構造(_____)と(_____)
 - 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 - 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

調査 調査方法：(1. 外観調査のみ実施 2. 内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他(_____)

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
判定(1) ① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. 無し	2. あり	
判 定 (2) 柱の被害(下記⑤⑥の調査階(被害最大の階) _____ 階)(壁構造の場合は柱を壁の長さを読みかえる)	② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1. 危険なし	2. 不明確 3. 危険あり
	③ 地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m 3. 1.0m超
	④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/30 3. 1/30超
判定(2)	⑤ 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)	
	⑥ 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)	
危険度の判定	1. 調査済み (要内観調査)	2. 要注意	3. 危険

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
① 窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	2. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
② 外装材(モルタル・タイル・石貼り等)	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
③ 外装材(ALC板・PC板・金属・ブロック等)	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
④ 看板・機器類	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑤ 屋外階段	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑥ その他(_____)	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

- 調査済(緑)
- 要注意(黄)
- 危険(赤)

コメント(構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

整理番号

建築物番号

住宅地図整理番号

地上 _____ 階

地下 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査方法

1 _____

判定(1)

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

判定(2)

判定

判定

判定

判定

判定

判定

判定

判定

総合判定

総合判定

RC造

新

b) 損害保険・共済団体による調査

すまいの損害保険や共済に加入している住宅が被災した場合、支払保険金・共済金の算定のため、損害保険会社又は共済団体の調査員による損害状況及び損害額の調査が行われます。この調査は、被害認定調査と目的を異にするものであり、被災者に被害認定調査との間で混同を生じることがないように留意する必要があります。

《すまいの損害保険について》

すまいの保険には、火災や風水害等の自然災害によって建物や家財に損害が発生した場合に、その損害を補償する「火災保険」と、地震・噴火又はこれらによる津波によって建物や生活用動産に損害が発生した場合に、その損害を補償する「地震保険」があります。

※地震・噴火又はこれらによる津波の損害（火災・損壊・埋没・流失）は火災保険では補償されません。

＜住家の被害認定調査と損害保険会社・共済団体の損害調査等との比較＞

	住家の被害認定調査	損害保険会社の損害調査	共済団体の損害調査
目的	罹災証明書の交付	支払保険金の算定	共済金の算定
実施主体	市町村	損害保険会社	共済団体
調査員	主に市町村職員	損害保険会社社員又は損害保険登録鑑定人等	共済団体担当者又は鑑定人
調査方法	損害割合（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合）を算出	【火災保険】 損傷箇所を元の状態に戻すために必要な修理費を基準に保険金を算定 【地震保険】 主要構造部の損害割合、焼失又は流失した床面積の割合、床上浸水の程度から建物の損害程度を認定	損害発生前の状態に復旧するために要する額を算出（※共済団体によって異なる。）
調査結果	「全壊」「大規模半壊」「半壊」	【火災保険】 損害保険金（この他、各種の費用保険金が支払われる場合もある。） 【地震保険】（2017年1月1日以降の始期契約の場合） 「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定に基づく地震保険金	損害の額と加入保障金額にもとづく共済金の支払（この他、各種の費用共済金が支払われる場合もある。） ※共済金の支払額は、 <u>共済団体・罹災原因等</u> によって異なる。

旧

b) 損害保険・共済による調査

すまいの損害保険や共済に加入している住宅が被災した場合、支払保険金の算定のため、調査員による損害状況及び損害額の調査が行われます。この調査は、被害認定調査と目的を異にするものであり、被災者に被害認定調査との間で混同を生じることがないように留意する必要があります。

《すまいの損害保険について》

すまいの保険には、火災や風水害等の自然災害によって建物や家財に損害が発生した場合に、その損害を補償する「火災保険」と、地震・噴火又はこれらによる津波によって建物や家財に損害が発生した場合に、その損害を補償する「地震保険」があります。

※地震・噴火又はこれらによる津波の損害（火災・損壊・埋没・流失）は火災保険では補償されません。

＜被害認定調査と損害査定等との比較＞

	住家の被害認定調査	損害保険会社の損害調査	共済組合の事故調査・損害査定
目的	罹災証明書の交付	支払保険金の算定	共済金の算定
実施主体	市町村	損害保険会社	共済組合
調査員	主に市町村職員	主に損害保険登録鑑定人	共済組合担当者又は損害保険鑑定人
調査方法	損害割合（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合）を算出	【火災保険】 損傷箇所を元の状態に戻すために必要な修理費を基準に算定 【地震保険】 主要構造部の損害割合、焼失又は流失した床面積の割合、床上浸水の程度から建物の損害認定区分を判定	損害発生前の状態に復旧するために要する額を算出
調査結果	「全壊」「大規模半壊」「半壊」	【火災保険】 損害保険金（この他、各種の費用保険金が支払われる場合もある。） 【地震保険】 「全損」「大半損」「小破損」「一部損」の判定に基づく地震保険金	損害の額と加入保障金額にもとづく共済金の支払（この他、各種の費用共済金が支払われる場合もある。） ※共済金の支払額は、 <u>罹災原因等</u> によって異なる。

新

<火災保険・地震保険が支払われる場合（建物）の例>

	火災保険	地震保険 (2017年1月1日以降の始期契約の場合)
保険金が支払われる場合の例(自然災害)	・火災、落雷、破裂、爆発 ・風災、雹災、雪災 ・水災 等 によって、保険の対象に損害が生じた場合	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象に損害が生じた場合
支払われる保険金	【全焼・全壊の場合】 損害保険金＝建物保険金額 【全焼・全壊以外の場合】 損害保険金＝ 損害の額－免責金額 (注) 事故（災害）の種類により、また、各社の保険商品により、補償の対象となる損害の条件や保険金の計算方法は異なります。	実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損、一部損）に応じ、 <u>地震保険約款で定められた保険金を支払う。</u> 【全損】地震保険の保険金額×100% 【大半損】地震保険の保険金額×60% 【小半損】地震保険の保険金額×30% 【一部損】地震保険の保険金額×5% (注) 認定の基準は下表のとおり

(注) 「地震保険損害認定基準」・・・2017年1月1日以降の始期契約の場合

損害の程度	認定の基準 (建物の場合)
全損	地震等により被害を受け、 <u>建物の主要構造部の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合</u> 、または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合
大半損	地震等により被害を受け、 <u>建物の主要構造部の損害の額が、その建物の時価の40%以上50%未満となった場合</u> 、または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合
小半損	地震等により被害を受け、 <u>建物の主要構造部の損害の額が、その建物の時価の20%以上40%未満となった場合</u> 、または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合
一部損	地震等により被害を受け、 <u>建物の主要構造部の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合</u> 、または、地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合（ただし、当該建物が地震等により全損、大半損・小半損・一部損に至らないとき）

(略)

旧

<火災保険・地震保険が支払われる場合（建物）の例>

	火災保険	地震保険
保険金が支払われる場合の例(自然災害)	・火災、落雷、破裂、爆発 ・風災、雹災、雪災 ・水災 等 によって、保険の対象に損害が生じた場合	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象に損害が生じた場合
支払われる保険金	【全焼・全壊の場合】 損害保険金＝建物保険金額 【全焼・全壊以外の場合】 損害保険金＝ 損害の額－免責金額 (注) 事故（災害）の種類により、また、各社の保険商品により、補償の対象となる損害の条件や保険金の計算方法は異なります。	実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、半損、一部損）に応じて <u>地震保険の保険金額の一定割合を支払う。</u> 【全損】地震保険の保険金額×100% 【半損】地震保険の保険金額×50% 【一部損】地震保険の保険金額×5% (注) 認定の基準は下表のとおり

(注) 「地震保険損害認定基準」 (一般社団法人 日本損害保険協会)・・・建物の場合

損害の程度	認定の基準
全損	地震等により被害を受け、 <u>主要構造部 (柱、壁等、建物の構造により着目点異なる) の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合</u> 、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合
半損	地震等により被害を受け、 <u>主要構造部 (上記に同じ) の損害の額が、その建物の時価の20%以上50%未満となった場合</u> 、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合
一部損	地震等により被害を受け、 <u>主要構造部 (上記に同じ) の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合</u> 、または、地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合（ただし、当該建物が地震等により全損、半損または一部損に至らないとき）

(略)

5. 罹災証明書

(略)

6. 被災者台帳

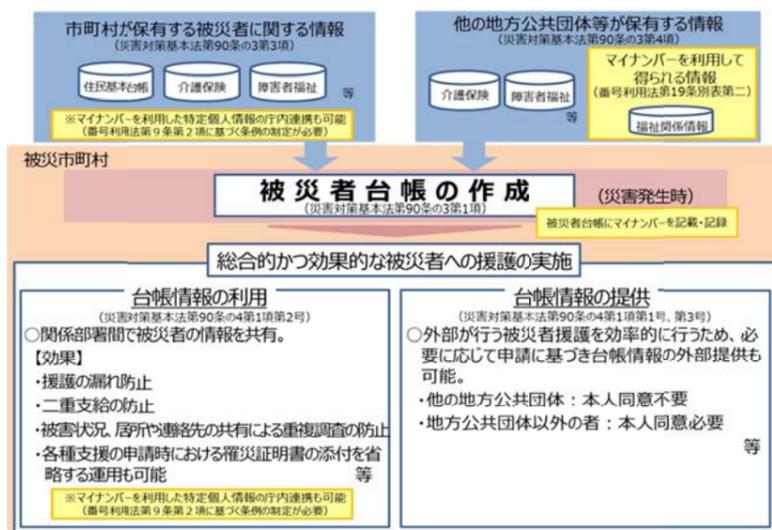
被災者台帳とは、災害発生時に市町村が行う被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものです。

災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務については、大規模広域災害時には援護の対象となる被災者が多数に上ること、被災経験の少ない地方公共団体の職員は必ずしも被災者援護に関する業務に習熟していないこと等の事情により、受給資格がある被災者に対して制度の案内が適切に行われない、あるいは被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生することも少なくありません。

こうした事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災団体の関係部署において共有・活用することが効果的です。

法においては、災害発生時に被災者台帳の作成が迅速に行えるよう、市町村が各行政目的のために保有している住民関係情報について、被災者の援護を実施するために目的外利用することを可能とするため、個人情報保護条例との整理を行っています。

<被災者台帳の概要>



(略)

5. 罹災証明書

(略)

<罹災証明書（内閣府ホームページ）>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/risaisyoumeisyo.html>

(略)

6. 被災者台帳

被災者台帳とは、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものです。

災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務については、大規模広域災害時には支援の対象となる被災者が多数に上ること、被災経験の少ない地方公共団体の職員は必ずしも被災者援護に関する業務に習熟していないこと等の事情により、受給資格がある被災者に対して制度の案内が適切に行われない、あるいは被災者の所在・連絡先が共有されていない等の理由による支援漏れが発生することも少なくありません。

こうした事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、被災地方公共団体の関係部署において共有・活用することが効果的です。

法このため、平成25年の法改正により、こうした台帳の作成に必要な範囲で個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護法との関係を整理することにより、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定が整備されています。

(略)

新

災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）（抄）

（被災者台帳の作成）

（略）

（台帳情報の提供に関し必要な事項）

第八条の六 法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- 三 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- 四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- 五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項（略）

（略）

旧

災害対策基本法施行規則（昭和37年9月21日総理府令第52号）（抄）

（被災者台帳の作成）

（略）

（台帳情報の提供に関し必要な事項）

第八条の六 法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- 三 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- 四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- 五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項（略）

（略）

第2章 被害認定業務の実施体制の整備

1. ★調査計画の策定

(略)

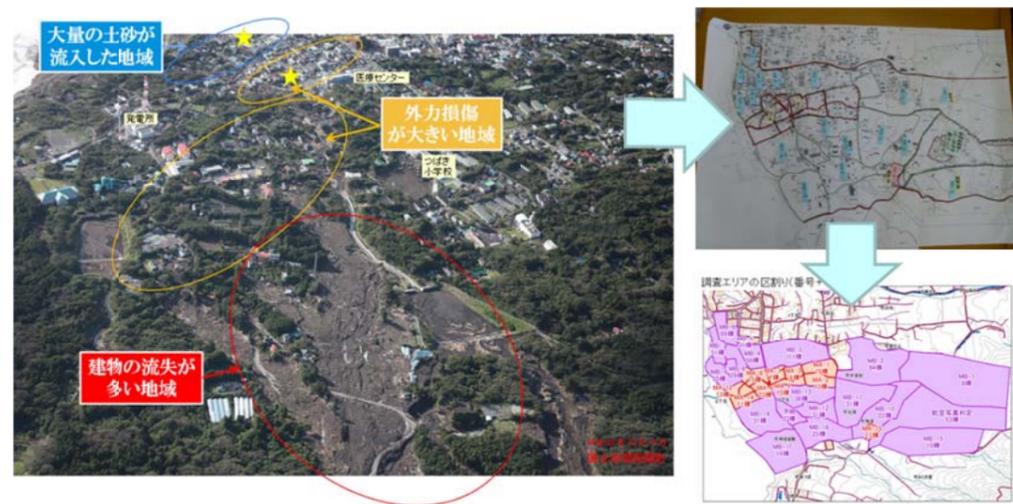
②被害情報の収集

- 調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、必要な被害状況に関する情報を収集します。
- 情報の収集にあたっては、市町村の災害対策本部、消防、警察、都道府県等の関係機関と連携するほか、住宅地図等を持って実際に現場に出向き、被害状況を確認します。また、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）の判定結果（調査表や判定実施区域図等）を地図に反映させたり、現地調査や航空写真等を活用し、被害の集中している地域を把握します。

(略)

*参考：航空写真を調査方針設定に使用した事例（東京都大島町）

- ・平成25年台風26号による土砂災害については、国土地理院から提供された航空写真をもとに建物被害の特徴を把握し、調査方針、調査対象地区の設定・区分を検討することにより、住家被害調査を円滑に実施することができた。
- ① 立ち入りが制限されている地域は航空写真や外観目視による確認
- ②外力損傷が著しい地域をあらかじめ設定し、木造・プレハブ造で2階以下の戸建住宅の場合は第1次調査から実施
- ③上記に該当しない地域、建物は第2次調査から実施



第2章 被害認定業務の実施体制の整備

1. ★調査計画の策定

(略)

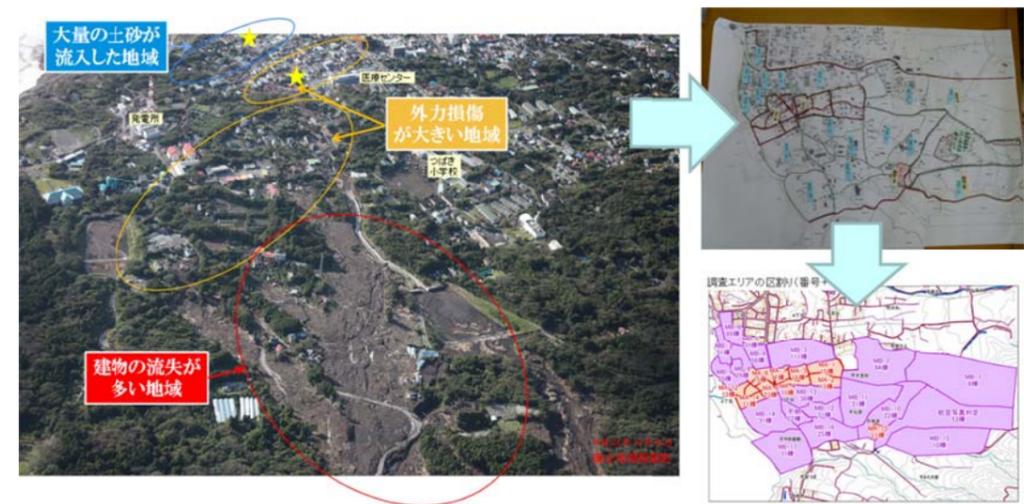
②被害情報の収集

- 調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、必要な被害状況に関する情報を収集します。
- 情報の収集にあたっては、市町村の災害対策本部、消防、警察、都道府県等の関係機関と連携するほか、住宅地図等を持って実際に現場に出向き、被害状況を確認します。また、応急危険度判定の結果を地図に反映させたり、現地調査や空中写真等を活用し、被害の集中している地域を把握します。

(略)

*参考：空中写真を調査方針設定に使用した事例（東京都大島町）

- ・平成25年台風26号による土砂災害については、国土地理院から提供された空中写真をもとに建物被害の特徴を把握し、調査方針、調査対象地区の設定・区分を検討することにより、住家被害調査を円滑に実施することができた。
- ④ 立ち入りが制限されている地域は空中写真や外観目視による確認
- ⑤外力損傷が著しい地域をあらかじめ設定し、木造・プレハブ造で2階以下の戸建住宅の場合は第1次調査から実施
- ⑥上記に該当しない地域、建物は第2次調査から実施



新

*参考：航空写真の撮影・提供（国土地理院）

- 国土地理院においては、いつ発生するかわからない自然災害に迅速に対応するため、測量用航空機「くにかぜⅢ」により通年で機動性のある運航を可能とする体制を取っている。
- 地震、火山噴火、水害等の大規模な災害発生時には、その状況に応じて航空写真の緊急撮影等による観測を行い、迅速に災害情報等を関係機関に提供している（国土地理院ホームページ（災害関連情報（<http://www.gsi.go.jp/bousai.html>））上でも公開）
- 低解像度の写真はホームページ上で公開しているが、高解像度の写真の入手に関する問い合わせは、国土地理院企画部防災推進室長補佐（直通 029-864-6275, FAX 029-864-1658）まで。



航空写真（平成28年熊本地震：熊本県益城町）

左：被災前（2008年撮影） 右：被災後（2016年4月16日撮影）



航空写真（平成29年7月九州北部豪雨災害：福岡県朝倉市）

左：被災前（2009年撮影） 右：被災後（2017年7月13日撮影）



（地理院地図、国土地理院（<https://maps.gsi.go.jp/>））

旧

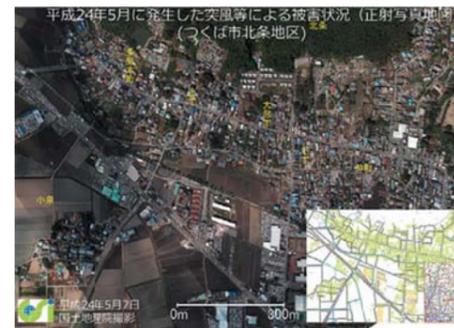
*参考：国土地理院による空中写真の撮影・提供（国土地理院）

- 国土地理院においては、いつ発生するかわからない自然災害に迅速に対応するため、測量用航空機「くにかぜⅢ」により通年で機動性のある運航を可能とする体制を取っている。
- 震、火山噴火、水害等の大規模な災害発生時には、その状況に応じて空中写真の緊急撮影等による観測を行い、迅速に災害情報等を関係機関に提供している（国土地理院ホームページ上でも公開）



空中写真（東北地方太平洋沖地震：仙台市若林区荒浜周辺）

左：被災前（2008年撮影） 右：被災後（2011年3月12日撮影）



平成24年5月に発生した突風等による被害状況（つくば市北条地区）



測量用航空機「くにかぜⅢ」



（地図・空中写真閲覧サービス、国土地理院（<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do>））

新

旧

*参考：衛星画像の公開（内閣情報調査室）

・国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際して、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合（注）には、内閣情報調査室において、加工処理画像（衛星画像に、衛星の能力が明らかにならないよう加工処理をしたもの）を内閣官房のウェブサイトに掲載するなどして公開することとされているので、このような衛星画像が公開されている場合は活用することも可能である。

（注）公開の対象となる事態は、次のとおり。

国内において、暴風、竜巻、豪雨、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象や、大規模な火事若しくは爆発又は重大な事故等により大規模な被害が発生し、政府の緊急参集チームに参集指示があった場合又はこれに準じる事態。



問い合わせ先：総務部
(代表) 03-5253-2111(内線 83263 83279)



問い合わせ先：総務部
(代表) 03-5253-2111(内線 83263 83279)

衛星画像（平成29年福岡県・大分県等の大雨に係る被災地域の加工処理画像等）
：福岡県朝倉市・大分県日田市

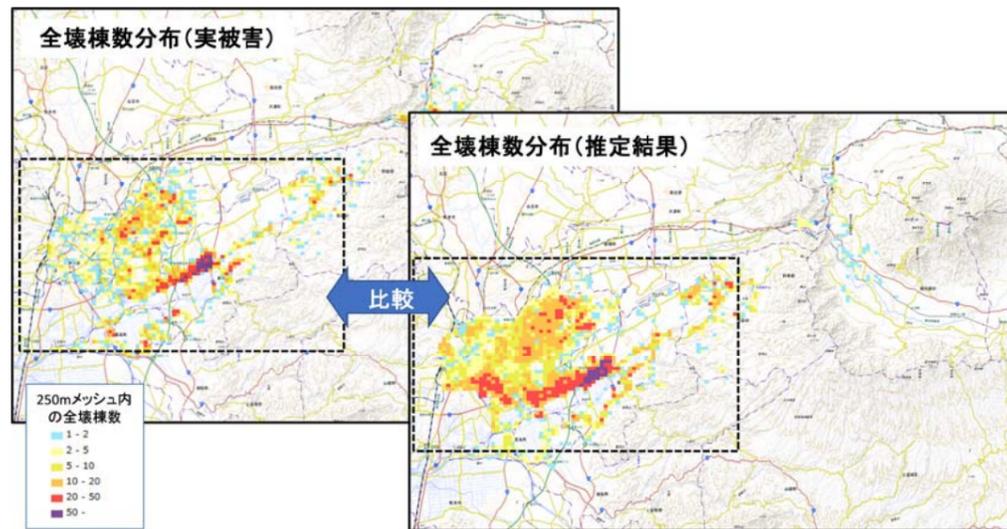
（内閣情報調査室関連報道発表：<http://www.cas.go.jp/jp/houdou/170711saigai.html>）

新

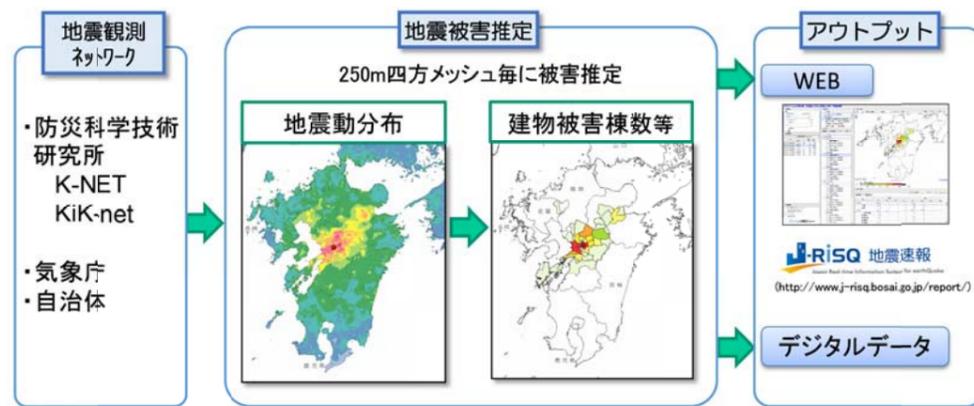
旧

*参考：リアルタイム地震被害推定システムの開発（国立研究開発法人防災科学技術研究所）

- 国立研究開発法人防災科学技術研究所では、強震観測データをリアルタイムに処理し、地震発生後10分程度で、全国を対象に250mメッシュ単位で各種被害推定（建物被害や人的被害）を行うリアルタイム地震被害推定システム（J-RISQ：ジェイ-リスク）の開発を、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の一環として進めている。
- 2016年熊本地震における地震被害推定結果は、防災科学技術研究所のクライシスレスポンスサイト（<http://ecom-plat.jp/nied-cr/index.php?gid=10153>）で公開し、被災自治体等が本システムによる推定結果を入手できるようにした。
- 今後の地震災害においては、防災科学技術研究所において、発災後に本システムによる推定を行い、結果の全壊棟数の分布データやこれらを可視化した情報を被災自治体等に提供することを検討している。
- リアルタイム地震被害推定システムに関する問い合わせは、防災科学技術研究所（メールアドレス：j-risq@bosai.go.jp）まで。



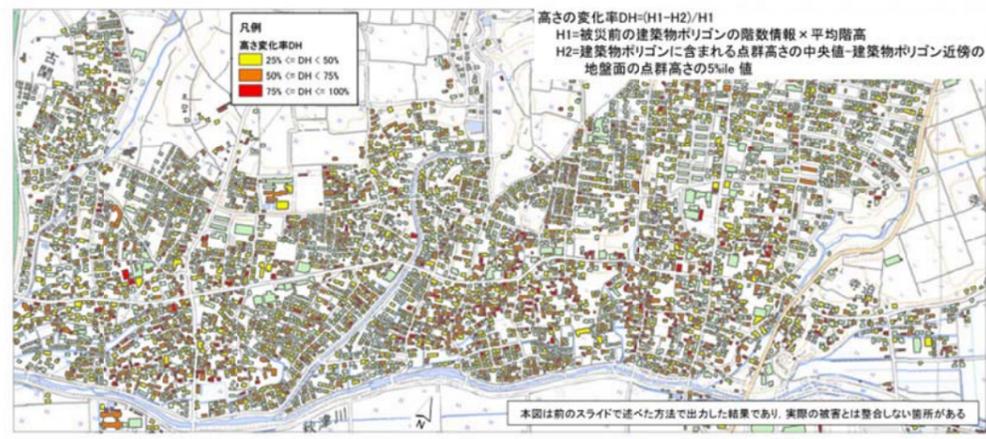
2016年熊本地震の建物に関する実被害と被害推定結果の比較



地震被害推定のフロー

*参考: 航空写真等を用いて住家の高さの差を可視化した建物被害図の作成とそれを基にした調査対象区域の設定
 など調査方針の検討 (国立研究開発法人建築研究所)

- 国立研究開発法人建築研究所では、平成28年4月熊本地震の発災後の航空写真と発災前の写真や建物データを活用し、住家の高さの差を求め、その差を可視化した建物被害図の作成を行っている (益城町市街地 (本震後) での被害状況を復元してみると、本建物被害図での被害の程度と被災建築物応急危険度判定の結果は概ね7割程度は合致していた)。
- 今後の地震災害においては、発災後に建築研究所においてこのような建物被害図を作成し、被災自治体への提供を行うべく研究が進められている。
- この建物被害図を基にして、被災自治体において調査対象区域の設定など調査方針を検討することが可能となる。
- なお、発災前の住家の高さの把握にあたっては、国土地理院が有する写真やレーザー計測の結果のほか、各地方公共団体が固定資産の現況確認等のために撮影している航空写真や都市計画基礎調査の結果なども活用できる。
- 建物被害図に関する問い合わせは、建築研究所住宅・都市研究グループ (メールアドレス: bosaigis@kenken.go.jp, 直通029-864-6675) まで。



2016年4月16日11時頃撮影の画像(36枚)を使用して作成した建物被害図

応急危険度判定結果 との比較 (暫定値)	応急危険度判定	
	被害無し (調査済み: 緑)	被害有り (危険: 赤+要注意: 黄)
本方法	被害無し 6%	被害有り 16%
	被害有り 14%	64%

建物被害図での被害の程度と被災建築物応急危険度判定の結果の比較

(略)

(略)

新

④調査方針の設定

(略)

■被害が軽微なものの取扱い

- 被害が軽微で明らかに「半壊に至らない」に該当する物件については、自己判定方式を採用して調査を簡素化する、あるいは現地調査そのものを行わないことも考えられます。
- 自己判定方式を実施することで、半壊に至らない住家の被害認定調査の事務手続を軽減することができるため、結果的に罹災証明書の交付の迅速化につながります。
- ただし、被災した住家を撮影した写真からだけでは、被害が軽微で明らかに「半壊に至らない」と判断ができない場合は、通常の現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行うこととなります。

☆自己判定方式は、具体的には以下のような手順で実施します。

①自己判定方式 実施の広報	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報します。その際以下の点を明らかにしておきます。 - 自己判定方式が実施できる条件（半壊に至らない程度の被害で自ら結果に合意できる など） - 自己判定方式の申請書類等の受付窓口 - 自己判定方式による申請受付の開始時期
②申請書類等の 配布	自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を配布します。 - 申請に必要な書類等について説明した書類 - 申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類 等
③申請の受付	罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付けます。申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに半壊に至らない程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「半壊に至らない」の罹災証明書を交付します。

☆適正に自己判定方式を実施するためには、申請書の他、被害状況がわかる写真が必要となります。また、被災した住家の図面があれば、被害状況の確認に役立ちます。

① 申請書類	申請書類は以下の情報が記載できるようにします。その際、罹災証明書等交付申請書の内容も含むようにします。 - 申請者の住所・氏名及び被災した住家の所在地 - 建物の配置状況 - 被害の部位及び箇所
②被害状況のわ かる写真	- 建物の全景（周囲4面、4枚以上） - 表札 - 被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真
③被災した住家	- 配置図、平面図、立面図 など

旧

④調査方針の設定

(略)

■被害が軽微なものの取扱い

被害が軽微で明らかに「半壊に至らない」に該当する物件については、自己判定方式を採用して調査を簡素化する、あるいは現地調査そのものを行わないことも考えられます。

新	旧
<div data-bbox="210 197 424 281" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>の図面(あれば)</p> </div>	
<p>(略)</p> <p>*参考：地震保険の損害状況申告方式について（一般社団法人日本損害保険協会）</p> <div data-bbox="142 422 1433 625" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震などの大規模地震で甚大な被害が発生している場合において、損害保険会社が迅速に保険金を支払うために必要と判断し、地震保険の契約者に承諾をもらっている場合に限り実施するもの。 ・地震保険の契約者は、被災した建物および生活用動産の損害状況を専用の損害状況申告書に記入し、損傷個所の写真を添付して損害保険会社に申告する。 ・損害保険会社は、地震保険の契約者から申告された内容に基づき損害調査を行い、損害の程度を認定。損害の程度に応じた地震保険金を支払う。 </div>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>c) 被害区分 被害区分を決めます。</p> <p>■被害認定基準における被害区分／その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害認定基準における被害区分：全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない ・その他：一部破損（一部損壊）、無被害、床上浸水、床下浸水 等 <p>◇ <u>住家の被害の程度が半壊に至らない区分においては、地方公共団体が独自に区分を設定することも可能です。</u></p> <p>◇ 過去の被災地方公共団体の例では、義援金の配分や地方公共団体の独自制度において、「一部破損（一部損壊）」や「床上浸水」等という区分を設けている場合や、税の減免のための被害区分等が存在している場合があり、被害認定調査時に、これらの区分についても調査することが効率的なケースがみられます。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>c) 被害区分 被害区分を決めます。</p> <p>■被害認定基準における被害区分／その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害認定基準における被害区分：全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない ・その他：一部破損（一部損壊）、無被害、床上浸水、床下浸水 等 <p>◇ <u>その他の過去の被災地方公共団体の例では、義援金の配分や地方公共団体の独自制度において、「一部破損（一部損壊）」や「床上浸水」等という区分を設けている場合や、税の減免のための被害区分等が存在している場合があり、被害認定調査時に、これらの区分についても調査することが効率的なケースがみられます。</u></p> <p>(略)</p>
<p>*参考：税の減免措置と住家の被害認定による判定結果を条例で合致させた事例（新潟県柏崎市）</p> <div data-bbox="142 1392 1433 1549" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>「『平成19年新潟県中越沖地震』に係る災害被害者に対する市民税等の減免の特例に関する条例」平成19年7月27日、条例第33号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税は居住している住宅の被害判定と所得金額に応じた減免措置、固定資産税は資産の被害判定に応じた減免措置が受けられるものとした。 </div>	<p>*参考：税の減免措置と住家の被害認定による判定結果を条例で合致させた事例（新潟県柏崎市）</p> <div data-bbox="1492 1392 2813 1549" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>「『平成19年新潟県中越沖地震』に係る災害被害者に対する市民税等の減免の特例に関する条例」平成19年7月27日、条例第33号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税は居住している住宅の被害判定と所得金額に応じた減免措置、固定資産税は資産の被害判定に応じた減免措置が受けられるものとした。 </div>
<p>(略)</p>	<p>出典：新潟県柏崎市ホームページ：http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/dlw_reiki/419901010033000000MH/419901010033000000MH_j.html</p> <p>(略)</p>

新

***参考：半壊に至らない一部損壊世帯への支援の事例（兵庫県）**

- 兵庫県では住家の損害割合が10%以上20%未満の場合を「一部損壊」としており、県条例により実施する「兵庫県住宅再建共済制度」に特約を付加することにより、住宅の再建時に最大25万円を給付する仕組みや、1世帯当たり5万円が支給される災害援護金制度を設けている。

（兵庫県住宅再建共済制度（住宅再建共済制度）の概要）

概要	年額5,000円の共済負担金で住宅の再建等に最大600万円を給付、年額500円の特約を付加することで、一部損壊(損害割合10%以上20%未満)にも最大25万円給付
支給対象	あらゆる自然災害により被害を受けた住宅
支給額	<ul style="list-style-type: none"> 半壊以上の被害で住宅を建築・購入した場合：600万円 全壊で補修した場合：200万円 大規模半壊で補修した場合：100万円 半壊で補修した場合：50万円 一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入、補修した場合：25万円 半壊以上の被害で建築・購入、補修しない場合：10万円 一部損壊(損害割合10%以上20%未満)で建築・購入、補修しない場合：10万円

資料) 兵庫県資料、<http://phoenix.jutakusaiken.jp/index.html>

***参考：一部損壊世帯に対する住宅再建支援補助金等支給の事例（鳥取県）**

- 平成28年10月に発生した鳥取県中部地域を震源とする地震では、住家の損害割合が10%以上20%未満の一部破損世帯に上限30万円を支給する「被災者住宅再建支援補助金」制度を設けた。
- また、住家の損害割合が10%に満たない一部破損世帯に対しては、損害割合に応じて一定の金額を支給する「被災者住宅修繕支援金」制度を設けた。

***参考：一部損壊世帯への住宅復旧費用の一部助成の事例（栃木県栃木市）**

- 栃木市被災者住宅復旧支援条例において、被災者生活再建支援法に規定する自然災害により半壊に至らない一部損壊の被害を受けた世帯について、当該居宅の復旧に要する経費が10万円以上のものに対し、10万円を限度とし、復旧に要する経費に2分の1を乗じて得た額を助成している。

***参考：一部損壊世帯への支援や固定資産税の減免の事例（神奈川県横浜市）**

- 半壊に至らない床上浸水の場合や火災等の消火作業により住家内の30%以上が水浸しになった冠水家屋世帯の場合、単身世帯で1万円、2人以上世帯で2万円を支給する横浜市災害見舞金・弔慰金制度を設けている。
- また、家屋の損害程度に応じて固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の税額を減免しており、家屋等の損害割合が10%以上20%未満の世帯については2/10以内の減免としている。

d) 調査結果の伝達方法

調査結果を、被災者に対して、いつ伝えるかを決めます。

原則として調査時は被災者には判定結果は伝えず、罹災証明書交付時点で伝えます。

地震第1次調査のように、多くの棟数を短期間に処理する場合、不慣れな調査員もいるため、一旦、持ち帰って調査水準を統一することも大切であり、罹災証明書交付時に説明することが良いと考えられます。

(略)

e) 調査手法

「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に基づき、住家の被害認定調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成13年7月作成、平成30年3月最終改定)を踏まえ、適切に住家の被害認定調査を実施します。

旧

d) 調査結果の伝達方法

調査結果を、被災者に対して、いつ伝えるかを決めます。

原則として調査時は被災者には判定結果は伝えず、罹災証明書交付時点で伝えます。

地震第1次調査のように、多くの棟数を短期間に処理する場合、不慣れな調査員も発生せざるをえず、一旦、持ち帰って調査水準を統一することも大切であり、罹災証明書交付時に説明することが良いと考えられます。

(略)

e) 調査手法

「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に基づき、住家の被害認定調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成13年7月作成、平成25年6月最終改定)を踏まえ、適切に住家の被害認定調査を実施します。

新	旧
<p>(略)</p> <p>■水害による被害の場合</p> <p>調査手法として、第1次調査から実施するか、第2次調査から実施するかを決めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次調査から実施：木造・プレハブで戸建ての1～2階建の場合には、第1次調査を実施します。第1次調査では、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行います。第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合には、第2次調査を実施します。<u>なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意します。</u> ◇ <u>調査棟数が少ない場合には、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することもできます。</u> 第2次調査から実施：木造・プレハブ戸建ての1～2階建て以外の場合には第1次調査は実施せず、第2次調査から実施します。第2次調査では、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立ち会いのもと、外観目視調査及び内部立入調査を行います。 ◇ <u>第1次調査の対象とならない家屋（集合住宅等）は、第2次調査から実施することになりますが、罹災証明書の発行を遅らせないため、第1次調査と並行して調査を進めることが必要と考えられます。</u> 	<p>(略)</p> <p>■水害による被害の場合</p> <p>調査手法として、第1次調査から実施するか、第2次調査から実施するかを決めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次調査から実施：木造・プレハブで戸建ての1～2階建であり、かつ津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査を実施します。第1次調査では、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行います。第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合には、第2次調査を実施します。 ◇ <u>第1次調査の対象とならない家屋（集合住宅等）は、第2次調査を実施することになりますが、罹災証明書の発行を遅らせないため、第1次調査と並行して調査を進めることが必要と考えられます。</u> 第2次調査から実施：第1次調査は実施せず、最初から第2次調査を実施します。第2次調査では、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立ち会いのもと、外観目視調査及び内部立入調査を行います。 ◇ <u>第1次調査の要件に該当しない場合には、最初から第2次調査を実施します。</u> ◇ <u>調査棟数が少ない場合には、第1次調査を実施せず、最初から第2次調査を実施することもできます。</u>
<p>(略)</p> <p>■航空写真等を活用した判定について</p> <p>※<u>発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能です。例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられます。これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能です。なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなります。</u></p> <p>※<u>発災前の住家の高さを把握するために、国土地理院が有する航空写真、レーザー計測の結果等や、各地方公共団体が固定資産の現況確認等のために撮影している航空写真や都市計画基礎調査の結果等を用意し、また、発災後の住家の高さを把握するために、発災後に国土地理院が撮影・提供する航空写真等が用意できれば、建築研究所において、これらをもとに発災前後の住家の高さの差を可視化した建物被害図の作成を行える場合があります。建物被害図における高さの差が大きい住家については、発災前後の航空写真等と合わせて確認することで、住家の被害の程度を「全壊」と判定することも考えられます。</u></p>	<p>(略)</p>

新

旧

*参考：被災前後の航空写真を用いた被害の程度の判定について（国土地理院）

- 国土地理院が撮影した平成28年4月熊本地震の発災前後の航空写真を比較すると、下図赤丸の住家において、屋根の軸がずれ位置が変わっており、住家全部もしくは一部の階が全部倒壊していると推定されることから、「全壊」と判定することも考えられる。



航空写真（平成28年熊本地震：熊本県益城町）

左：被災前（2008年撮影） 右：被災後（2016年4月16日撮影）

*参考：住家の高さの差を可視化した建物被害図による被害の程度の判定について（国立研究開発法人建築研究所）

- 国立研究開発法人建築研究所では、地震災害発生後の航空写真と発生前の写真と建物データを活用し、住家の高さの差を求め、その差を可視化した建物被害図の作成を行い、被災自治体への提供を行うべく研究が進められている。
 - 建物被害図における高さの差が大きい住家については、地震災害発生前後の航空写真等と合わせて確認することで、住家の被害の程度を「全壊」と判定することも考えられる。
- 建物被害図に関する問い合わせは、建築研究所住宅・都市研究グループ（メールアドレス：bosais@kenken.go.jp, 直通029-864-6675）まで。



2016年4月16日11時頃撮影の画像(36枚)を使用して作成した建物被害図

新	旧
<p>*参考：航空写真等を活用して判定した事例（東日本大震災）</p> <p>・平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、膨大な調査棟数、現在の被災市町村の被害認定業務実施体制に鑑み、以下の方法による第1次調査により被害を認定。</p> <p>① <u>航空写真又は衛星写真を活用して、対象住家が津波により流失したかどうか確認</u></p> <p>② <u>流失した住家については、全壊と判定</u></p> <p><参考></p> <p>1. <u>被災地域の航空写真については、国土地理院のホームページで閲覧可能</u></p> <p>2. <u>内閣府内に置かれたボランティアによる地図作成チーム（EMT）において、被災地域の空中写真と住宅地図を重ね合わせたものをWEB上で公開</u></p> <p>3. <u>沿岸部の被災地域の衛星写真については、(株)日立製作所及び(株)日立ソリューションズから無償提供</u></p> <p>（略）</p> <p>⑥全体スケジュールの確認・調整</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>⑥全体スケジュールの確認・調整</p> <p>（略）</p>
<p>●全体スケジュールの確認を行う場合、特に調査や罹災証明書の発行の遅れにつながるような抜け漏れがないように留意する必要があります。</p> <p>水害の場合、第1次調査の対象となるのは、「木造・プレハブで戸建ての1～2階建て」に限られます。<u>なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意します。</u>非木造の集合住宅など、この要件に該当しない場合は第2次調査から調査を開始し、初回の罹災証明書の発行を行います。</p> <p>（略）</p> <p>●被害が複数の市町村にわたる場合には、都道府県とスケジュールを調整します。</p> <p>被災状況と活用可能な人的・物的資源から勘案し、罹災証明書交付までの期間が長引くことが予想される場合は、緊急を要する被災者支援策の実施手法について検討する必要があります。</p> <p>被害認定調査の調査期間について、過去の大規模災害では、<u>応急修理の完了</u>が1ヶ月以内であること、仮設住宅の着工が20日以内であること等から、1ヶ月以内が目処（地震第1次調査等、1回目の調査）とされています。</p> <p>（略）</p>	<p>●全体スケジュールの確認を行う場合、特に調査や罹災証明書の発行の遅れにつながるような抜け漏れがないように留意する必要があります。</p> <p>水害の場合、第1次調査の対象となるのは、「木造・プレハブで戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害があるもの」に限られます。集合住宅など、この要件に該当しない場合は第2次調査から調査を開始し、初回の罹災証明書の発行を行います。</p> <p>（略）</p> <p>●被害が複数の市町村にわたる場合には、都道府県とスケジュールを調整します。</p> <p>被災状況と活用可能な人的・物的資源から勘案し、罹災証明書交付までの期間が長引くことが予想される場合は、緊急を要する被災者支援策の実施手法について検討する必要があります。</p> <p>被害認定調査の調査期間について、過去の大規模災害では、<u>応急修理</u>が1ヶ月以内であること、仮設住宅の着工が20日以内であること等から、1ヶ月以内が目処（地震第1次調査等、1回目の調査）とされています。</p> <p>（略）</p>

2. 調査体制の構築

(略)

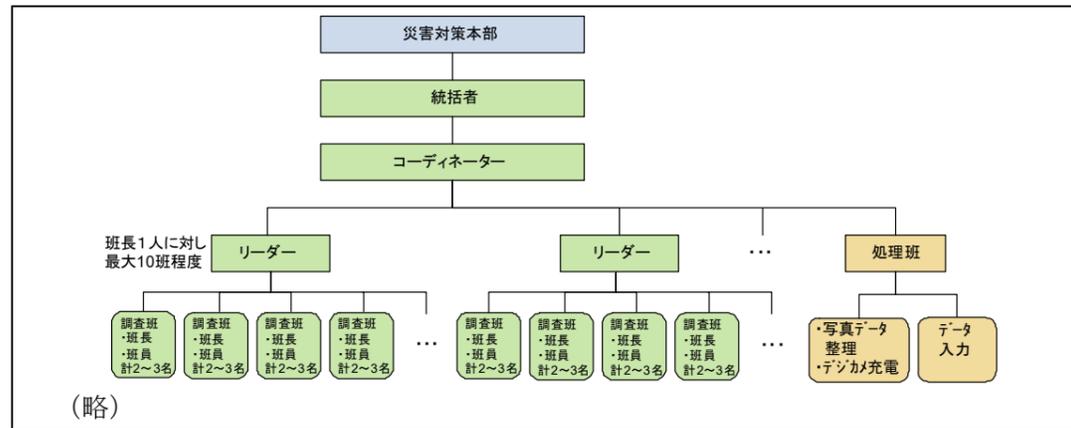
① 被害認定調査の体制の設定

(略)

●地震や水害の第2次調査や風害の調査といった内部立入調査を行う必要がある場合、調査実施時に被災者の立ち会いが必要となります。そのため、被災者の在宅率が高い休日にまとめて調査を実施することが調査期間の短縮につながります。実際の体制整備にあたっては、庁内の他部署の職員や他の地方公共団体等の応援職員などを活用し、休日により多くの調査を実施できる体制を構築することも有効です。

(略)

＜体制と業務分担例 災害規模の大きい場合（投入人数が多い場合）＞



(略)

③★庁内での人員確保

(略)

＜被害認定調査の担当部署の例＞

- ・固定資産税職員：固定資産税評価と類似している部分があるため、理解が早いことが多い。
- ・建築関係の担当課：建築に関する専門的知識を有するため、調査に適している。

④★応援人員の要請

(略)

*参考：応援職員の受入（京都府福知山市）

- ・平成26年度豪雨の際に、8月19日から31日までの間、家屋被害認定調査に関し、国や京都府、災害応援協定市をはじめ、府内・府外市町等から606人の支援を受け入れた

(略)

2. 調査体制の構築

(略)

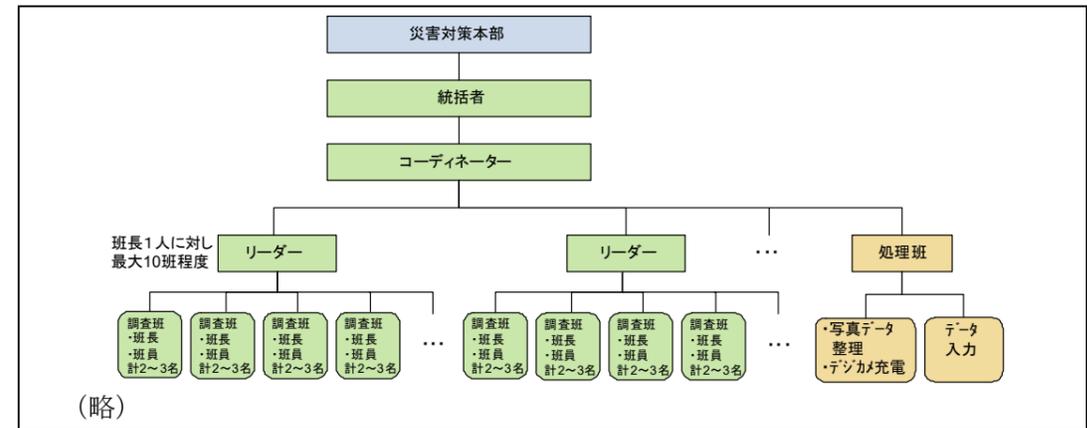
② 被害認定調査の体制の設定

(略)

●地震や水害の第2次調査や風害の調査といった内部調査を行う必要がある場合、調査実施時に被災者の立ち会いが必要となります。そのため、被災者の在宅率が高い休日にまとめて調査を実施することが調査期間の短縮につながります。実際の体制整備にあたっては、庁内の他部署の職員や他の地方公共団体等の応援職員などを活用し、休日により多くの調査を実施できる体制を構築することも有効です。

(略)

*参考：体制と業務分担例 災害規模の大きい場合（投入人数が多い場合）



(略)

③★庁内での人員確保

(略)

*参考：被害認定調査の担当部署

- ・固定資産税職員：固定資産税評価と類似している部分があるため、理解が早いことが多い。
- ・建築関係の担当課：建築に関する専門的知識を有するため、調査に適している。

④★応援人員の要請

(略)

*参考：応援職員の受入（京都府福知山市）

- ・平成26年度豪雨の際に、8月19日から31日までの間、家屋被害認定調査に関し、国や京都府、災害応援協定市をはじめ、府内・府外市町等から606人の支援を受け入れた

出典：福知山市ホームページ、<http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/topics/entries/004718.html>

(略)

新

旧

3. ★資機材等の調達

3. ★資機材等の調達

(略)
②調査資機材の調達

(略)
②調査資機材の調達

(略)
b) 調査票の修正
次の3つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

(略)
b) 調査票の修正
次の2つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

<調査票修正の条件>

- ・運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- ・都道府県が管内市区町村と予め調整し、了解が得られたものである。
- ・調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

<調査票修正の条件>

- ・運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- ・調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

※市区町村が調査票の修正を行おうとする場合には、調査票修正の条件に沿って修正した調査票を用いて調査を行う前に、都道府県にその旨連絡します。
※都道府県は、それ以外の管内市区町村に調査票の修正について照会し、特段の問題がないことが確認できた場合には、その旨を修正した調査票により調査を行おうとしている市区町村に連絡します。
※複数の都道府県に被害が及ぶような大規模災害の場合には、隣接する都道府県等とも調整が必要になる場合があることにも留意してください。

<調査票において記録する項目>

(略)
⑧各部位の損傷(i～ivの全て。ただし、地震の第1次調査においてはii～iv、水害の第1次調査においては浸水深、地盤の液状化等の第1次調査においては潜り込み状況とする。)
(略)

<調査票において記録する項目>

(略)
⑧各部位の損傷(i～ivのいずれか)
(略)

【参考】⑧各部位の損傷について

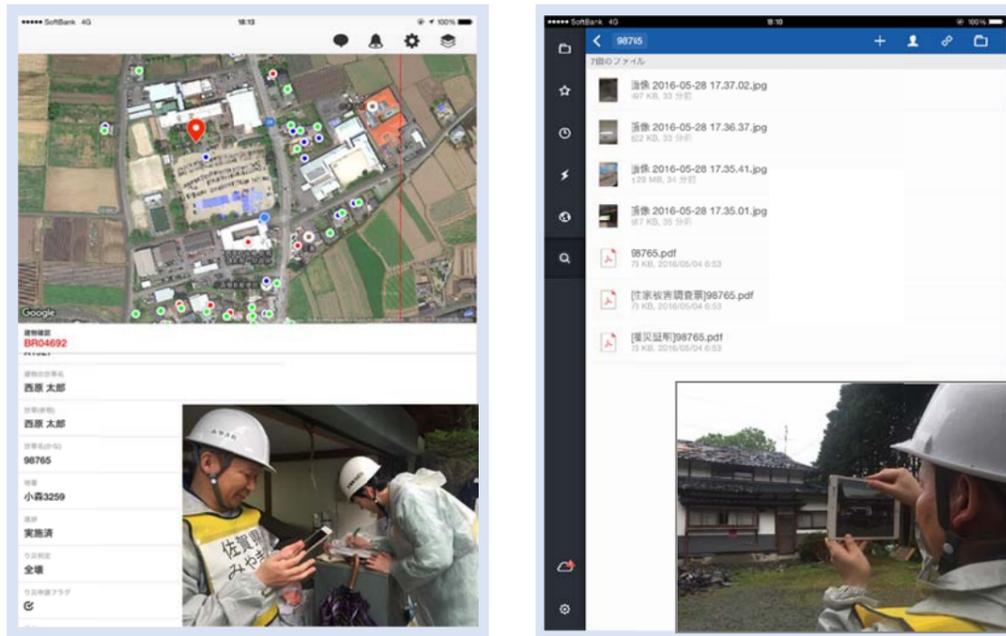
		i	ii	iii	iv
		各部位の損傷 状況(図面、写真等 で記載)	各部位の損傷 程度毎の損傷 面積率等	各部位の 損傷率	各部位の 損害割合
地震	第1次調査	二	○	○	○
	第2次調査	○	○	○	○
水害	第1次調査	浸水深			
	第2次調査	○	○	○	○
風害	調査	○	○	○	○
地盤の 液状化等	第1次調査	潜り込み状況			
	第2次調査	○	○	○	○

新	旧
<p>※部位の損害割合の算出</p> $\text{部位の損害割合} = \frac{\text{部位の損傷率}}{\text{部位の損傷面積率等}} \times \text{当該部位の構成比}$ $= \frac{\text{部位の損傷率}}{\text{部位の損傷面積率等}} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{当該部位の構成比}$ <p>部位の損傷面積率等 = (当該部位の損傷部分の面積等) ÷ (当該部位の全面積等)</p> <p>損傷程度 = 運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合(10%、25%、50%、75%、100%)</p> <p>内閣府で示した調査票に示されている項目以外に、過去に災害を経験した地方公共団体において、調査票に盛り込まれた項目を参考に列挙します。</p> <p>(略)</p>	<p>内閣府で示した調査票に示されている項目以外に、過去に災害を経験した地方公共団体において、調査票に盛り込まれた項目を参考に列挙します。</p> <p>(略)</p>
<p>5. ★広報</p>	<p>5. ★広報</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>①被害認定調査実施に関する広報</p>	<p>①被害認定調査実施に関する広報</p>
<p>●被害認定調査実施に関する広報を行います。</p> <p>被災建築物応急危険度判定(応急危険度判定)、被災宅地危険度判定、被災度区分判定や損害保険・共済による損害調査との違いについて周知します。(応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定及び損害保険・共済による損害調査との違いの詳細については第1章を参照ください。)</p> <p>(略)</p> <p>*参考：調査の広報を行う上での留意点（石川県輪島市）</p>	<p>●被害認定調査実施に関する広報を行います。</p> <p>応急危険度判定や損害保険・共済による損害調査との違いについて周知します。(応急危険度判定及び損害保険・共済による損害調査との違いの詳細については第1章を参照ください。)</p> <p>(略)</p> <p>*参考：調査の広報を行う上での留意点（石川県輪島市）</p>
<p>・ 広報に際しては、<u>応急危険度判定と被害認定調査とはまったく別の調査である</u>ということを周知することに注意した(応急危険度判定が赤紙の危険であっても<u>被害認定調査の結果が必ずしも全壊や半壊にはならない等</u>)。</p>	<p>・ 広報に際しては、<u>応急危険度判定と罹災調査とはまったく別の調査である</u>ということを周知することに注意した(応急危険度判定が赤紙の危険であっても<u>罹災調査の結果が必ずしも全壊や半壊にはならない</u>ということ等)。</p>

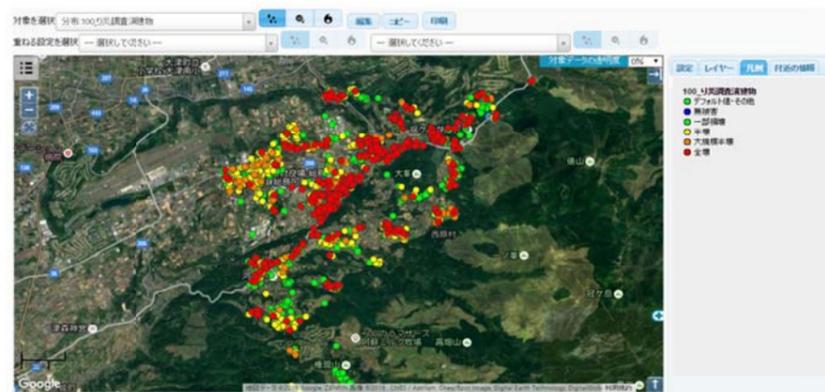
新	旧
<h3>第3章 被害認定業務のマネジメント</h3>	<h3>第3章 被害認定業務のマネジメント</h3>
<h4>1. 調査全体の管理</h4>	<h4>1. 調査全体の管理</h4>
<p>(略)</p> <p>*参考：コーディネーターの役割の例（和歌山県）</p> <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県では、大規模災害時に被災市町村からの要請に基づき、住家被害認定業務を円滑に進めるために「住家被害認定士リーダー」（※住家被害認定士については、p. 46参照）を派遣する<u>こと</u>としている。 <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>*参考：コーディネーターの役割の例（和歌山県）</p> <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県では、大規模災害時に被災市町村からの要請に基づき、住家被害認定業務を円滑に進めるために「住家被害認定士リーダー」（※住家被害認定士については、p. 190参照）を派遣する<u>もの</u>としている。 <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<h4>2. 地域割方針の決定</h4>	<h4>2. 地域割方針の決定</h4>
<p>(略)</p> <p>①調査対象地域の確認</p> <p>●調査計画において決定した調査対象地域を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村全域を調査対象とする場合（「全棟調査」）、一部の地域は全棟調査として、それ以外の地域は申請があった建物のみを調査する場合（「一部地域は全棟＋申請建物」）、申請建物のみを調査する場合（「申請建物」）のいずれを選択したのかを確認します。 ◇ 区域内のすべての住家が木造・プレハブの戸建の1～2階建であり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生し、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域については、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定します（「運用指針第2編1. 第1次調査に基づく判定」参照）。 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>①調査対象地域の確認</p> <p>●調査計画において決定した調査対象地域を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市町村全域を調査対象とする場合（「全棟調査」）、一部の地域は全棟調査として、それ以外の地域は申請があった建物のみを調査する場合（「一部地域は全棟＋申請建物」）、申請建物のみを調査する場合（「申請建物」）のいずれを選択したのかを確認します。 ◇ 区域内のすべての住家が木造・プレハブの戸建の1～2階建であり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合であり、かつ、1階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域については、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定します（「運用指針第2編1. 第1次調査に基づく判定」参照）。 ◇ <u>空中写真等</u>を利用できる場合、津波により流失したことが確認できた住家について「全壊」と判定した事例があります。 <p>(略)</p>
<h4>3. 調査班の編成</h4>	<h4>3. ★調査班の編成</h4>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<h4>4. 調査結果の管理フローの決定</h4>	<h4>4. 調査結果の管理フローの決定</h4>
<p>(略)</p> <p>①調査票の集計方針の決定</p>	<p>(略)</p> <p>①調査票の集計方針の決定</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

*参考：タブレット・アプリを活用した写真撮影・管理（熊本県西原村）

- ・平成 28 年熊本地震の際、タブレット・アプリを活用した写真撮影・管理を実施した。
- （1）住家の位置情報に各被災者世帯の情報を紐づけして調査箇所を特定し、タブレット上の地図に表示させる。
- （2）調査員の現在位置と調査箇所を地図上で確認しつつ現地に赴く。
- （3）現地では、同タブレットにインストールされた写真撮影アプリを活用して被災した住家の写真を撮影する。
- （4）撮影した写真は、同タブレットにインストールされた写真管理アプリを活用して調査箇所の住家毎に紐づけされ、自動的に整理されるとともに、クラウド上に一元管理される。
- （5）これにより、被災した住家の位置・被災者世帯・被災住家の写真・調査票・罹災証明書（交付状況含む）等の各種情報が繋がり、判定結果の確認、被災者への説明、罹災証明書の交付等について効率的に対応することができた。



調査箇所・調査内容の確認と調査情報入力 タブレットのアプリによる撮影・管理



調査結果を地図上に表示

(略)

新	旧
<p>③調査写真の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●調査員が撮影・整理した調査写真のデータを、パソコン等に保管します。 ●調査写真も調査票と同様、判定根拠の説明に使用しますので、必要な写真を即座に取り出せるように保管します。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 調査日別・調査家屋別にフォルダを作成し、各フォルダ毎に所定の写真を撮影した順番で保存しておくことが重要です。 <p>(略)</p> <p>第4章 被害認定調査の実施</p>	<p>③調査写真の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●調査員が撮影・整理した調査写真のデータを、パソコン等に保管します。 ●調査写真も調査票と同様、判定根拠の説明に使用しますので、必要な写真を即座に取り出せるように保管します。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 調査班・調査日ごとのフォルダを用意します。さらにその中に調査物件ごとに調査番号を付したフォルダを用意し、該当する調査写真を保存します。 <p>(略)</p> <p>第4章 被害認定調査の実施</p>
<p>1. ★調査員の1日の流れの確認</p> <p>(略)</p> <p>①調査員の1日の流れ</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●調査は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成30年3月改定）」に従い、現地で調査票へ記入することにより行います。「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」には、損傷程度が写真やイラストで示されています。調査票や記入例、「損傷程度の例示」は、内閣府ホームページに掲載されています。 <p>(略)</p>	<p>1. ★調査員の1日の流れの確認</p> <p>(略)</p> <p>①調査員の1日の流れ</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●調査は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月改定）」に従い、現地で調査票へ記入することにより行います。「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」には、損傷程度が写真やイラストで示されています。調査票や記入例、「損傷程度の例示」は、内閣府ホームページに掲載されています。 <p>(略)</p>
<p>3. ★現地調査</p> <p>(略)</p> <p>①調査対象の確認</p> <p>(略)</p> <p>a) 地図情報との照合</p> <p>調査対象を示した地図と、調査を行う建物の所在地情報を照合します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 調査対象が地図にない場合等は、現況に合わせて修正・記録を行います。 ◇ 区域内のすべての住家が【木造・プレハブ】の戸建の1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生し、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域については、サンプル調査(当該区域の四隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定します(運用指針第2編1.)。 <p>b) 聞き取り調査</p> <p>(略)</p>	<p>3. ★現地調査</p> <p>(略)</p> <p>①調査対象の確認</p> <p>(略)</p> <p>a) 地図情報との照合</p> <p>調査対象を示した地図と、調査を行う建物の所在地情報を照合します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 調査対象が地図にない場合等は、現況に合わせて修正・記録を行います。 ◇ 区域内のすべての住家が木造・プレハブの戸建の1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合であり、かつ、1階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域については、サンプル調査(当該区域の四隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定します(運用指針第2編1.)。 <p>b) 聞き取り調査</p> <p>(略)</p>

新

*参考：聞き取りを行う際の留意点の例

- ・調査開始の文言をマニュアル等で定めておくと、現地調査に不慣れな調査員も開始しやすくなります。
- ・聞き取り相手の住所、氏名、連絡先、調査建物との関係を確認します。
- ・聞き取りにあたっては、聴取場所等に配慮するほか、居住者等が供述しようとしなない場合は固執しないようにします。相手の健康状態等にも配慮し、聞き取り調査が不可能と判断される場合は無理しないようにしましょう。
- ・一問一答方式として、順序よく確認しましょう。
- ・相手の供述内容は、必ずその場で調査票に記載しましょう。相手からの信頼感にもつながります。

(略)

②写真の撮影

●撮影手順に沿って写真撮影をします。

- ◇ 写真データは、判定根拠となるものです。再調査依頼があった場合、依頼の内容を精査する際の根拠資料ともなるため、非常に重要です。手ぶれ等に注意して撮影するほか、十分な枚数を撮影すると良いでしょう。
- ◇ 写真データは、調査票とあわせて整理する必要があります。データ整理をしやすくするため、カメラの日時設定は正確にしておき、写真に撮影日時の記録を残しておくとよいでしょう。また、最初に撮影する箇所と撮影の順序をあらかじめ定めておくと整理がしやすくなります(調査票の調査番号部分から撮影するなど等)。このように定められた撮影方法は、整理を円滑に行うためにも必ず守る必要があります。

<撮影方法の例>

- ・被害が客観的に良くわかるように撮影します。近景・中景・遠景と3枚撮ると良いでしょう。物差し等をあてると被害の大きさが良くわかります。
- ・室外で撮影する場合、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
- ・室内で撮影する場合、明るさや手ぶれに注意してください。フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

旧

*参考：聞き取りを行う際の留意点の例

- ・聞き取り相手の住所、氏名、連絡先、調査建物との関係を確認します。
- ・聞き取りにあたっては、聴取場所等に配慮するほか、居住者等が供述しようとしなない場合は固執しないようにします。相手の健康状態等にも配慮し、聞き取り調査が不可能と判断される場合は無理しないようにしましょう。
- ・一問一答方式として、順序よく確認しましょう。
- ・相手の供述内容は、必ずその場で調査票に記載しましょう。相手からの信頼感にもつながります。※調査開始の文言をマニュアル等で定めておくと、現地調査に不慣れな調査員も開始しやすくなります。

「おはようございます。今から、被害認定調査をさせていただきます。」(被害認定調査概要の紙を渡す)・

等

(略)

②写真の撮影

●撮影手順に沿って写真撮影をします。

- ◇ 写真データは、判定根拠となるものです。再調査依頼があった場合、依頼の内容を精査する際の根拠資料ともなるため、非常に重要です。手ぶれ等に注意して撮影するほか、十分な枚数を撮影すると良いでしょう。
- ◇ 写真データは、調査票とあわせて整理する必要があります。データ整理をしやすくするため、撮影の手順は必ず守る必要があります。最初に撮影するものを定めておくと整理がしやすくなります(調査票の調査番号部分等)。

<撮影方法の例>

- ・被害が客観的に良くわかるように撮影します。近景と遠景と2枚撮ると良いでしょう。物差し等をあてると被害の大きさが良くわかります。
- ・室内で撮影する場合、明るさや手ぶれに注意してください。フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

新

<写真撮影の順序と留意事項の例（地震の場合）>

※写真の枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になってももちろん構いません。

撮影順序	撮影項目	備考	写真のイメージ
1 枚目	調査票番号	<ul style="list-style-type: none"> データ整理のために重要です。調査を開始する前に忘れずに調査番号が読めるよう撮影してください。 	
2～5 枚目	建物全景	<ul style="list-style-type: none"> 調査した建物の確認に利用します。全景写真は可能な限り周囲4面（4枚以上）を撮影してください。 全景が撮影できない場合、できるだけ調査票に記載した道路と建物の関係や調査対象とした範囲等がわかるよう撮影してください。 液状化、斜面崩壊、亀裂等の地盤被害による場合を含め、「一見して全壊」と判定をした場合は、その要件に合致することがわかる写真を適切に撮影してください。 	
6～9 枚目	傾斜角の撮影	<ul style="list-style-type: none"> 建物の傾斜角について、建物4隅の測定結果について撮影してください。 傾斜角の測定については、下げ振り等による測定のほか、スマートフォンのアプリケーション等を利用した測定の結果を撮影します。 	
10枚目以降～	被害箇所	<ul style="list-style-type: none"> 第1次調査（木造・プレハブ）の場合、外壁、屋根、基礎のそれぞれの部位毎に、撮影を行います。まず、全体について撮影を行った後、個別の被害箇所について撮影してください。 第2次調査（木造・プレハブ）の場合、外壁、屋根、基礎を撮影した後、内部に立ち入って内壁、天井、床、建具、設備について撮影を行います。 いずれの場合も、被害箇所の面積割合が分かるように、まず被害箇所も含む見切り範囲を撮影した後、被害程度が分かるような被害箇所のクローズアップ写真を撮影します。 <p>【撮影上の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎被害等は適宜メジャーをあてて撮影する等、後で被害程度が確認できるようにしてください。 指さし確認も後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。 	 

旧

<写真撮影の順序の例（地震の場合）>

撮影順序	撮影項目	備考	写真のイメージ
1 枚目	調査票番号	<ul style="list-style-type: none"> データ整理のために重要です。調査を開始する前に忘れずに調査番号が読めるよう撮影してください。 	
2 枚目	建物全景	<ul style="list-style-type: none"> 査した建物の確認に利用します。全景が撮影できない場合、できるだけ調査票に記載した道路と建物の関係や調査対象とした範囲等がわかるよう撮影してください。複数枚となっても構いません。 「一見全壊」判定をした場合は、その判断根拠として示すことができるという事を念頭に撮影してください。 	
3 枚目以降～	被害箇所	<ul style="list-style-type: none"> 被害箇所について撮影してください。基礎被害等は適宜メジャーをあてて撮影する等、後で被害程度が確認できるようにしてください。 指さし確認も後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。 	  

新

<写真撮影の順序と留意事項の例（水害の場合）>

※写真の枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になってももちろん構いません。

撮影順序	撮影項目	備考	写真のイメージ
1 枚目	調査票番号	・データ整理のために重要です。調査を開始する前に忘れずに調査番号が読めるよう撮影してください。	
2 枚目	建物全景	・調査した建物の確認に利用します。全景写真は可能な限り周囲4面（4枚以上）を撮影してください。 ・全景が撮影できない場合、できるだけ調査票に記載した道路と建物の関係や調査対象とした範囲等がわかるよう撮影してください。複数枚となっても構いません。 ・地盤被害による場合を含め、「一見して全壊」と判定をした場合は、その要件に合致することがわかる写真を適切に撮影してください。	
6・7 枚目	浸水深の撮影	・浸水深がわかるよう、どこまで水に浸かったかを居住者や調査員が指し示し、メジャーをあてて撮影してください。メジャーは垂直になっているよう留意してください。 ・メジャー全体を写した遠景と目盛りが読み取れる近景の2枚を撮影します。 ・第1次調査の場合、外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していると判断した場合には、その内容が分かる写真も別途撮影してください。 ・屋	 
8～11 枚目	傾斜角の撮影	・第2次調査の場合、建物の傾斜角について、建物4隅の測定結果について撮影してください。 ・傾斜角の測定については、下げ振り等による測定のほか、スマートフォンのアプリケーション等を利用した測定の結果を撮影します。	 
12枚目以降～	被害箇所	・第2次調査（木造・プレハブ）の場合は、外壁、屋根、基礎を撮影した後、内部に立ち入って内壁、天井、床、建具、設備について撮影を行います。 ・いずれの場合も、被害箇所の面積割合が分かるように、まず被害箇所も含む見切り範囲を撮影した後、被害程度が分かるような被害箇所のクローズアップ写真を撮影 【撮影上の留意点】	

旧

<写真撮影の順序の例（水害の場合）>

撮影順序	撮影項目	備考	写真のイメージ
1 枚目	調査票番号	・データ整理のために重要です。調査を開始する前に忘れずに調査番号が読めるよう撮影してください。	
2 枚目	建物全景	・査した建物の確認に利用します。全景が撮影できない場合、できるだけ調査票に記載した道路と建物の関係や調査対象とした範囲等がわかるよう撮影してください。複数枚となっても構いません。 ・「一見全壊」判定をした場合は、その判断根拠として示すことができるということを念頭に撮影してください。	
3・4 枚目	浸水深	・浸水深がわかるよう、どこまで水に浸かったかを居住者や調査員が指し示し、メジャーをあてて撮影してください。メジャーは垂直になっているよう留意してください。 ・メジャー全体を写した遠景と目盛りが読み取れる近景の2枚を撮影します。 ・屋内の撮影の際は、「フラッシュの光りでメジャーが確認できない」「手ぶれ」等に注意してください。	
5枚目以降～	被害箇所	・水に浸かるだけでなく、土砂等による物理的被害があった場合は写真を撮影してください。	

新

旧

- ・ 基礎被害等は適宜メジャーをあてて撮影する等、後で被害程度が確認できるようにしてください。
- ・ 指さし確認も後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。



新

旧

<写真撮影の順序と留意事項の例（風害の場合）>

※写真の枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になってももちろん構いません。

撮影 順序	撮影 項目	備考	写真のイメージ
1枚目	調査票 番号	<ul style="list-style-type: none"> データ整理のために重要です。調査を開始する前に忘れずに調査番号が読めるよう撮影してください。 	
2～5 枚目	建物 全景	<ul style="list-style-type: none"> 調査した建物の確認に利用します。全景写真は可能な限り周囲4面（4枚以上）を撮影してください。 全景が撮影できない場合、できるだけ調査票に記載した道路と建物の関係や調査対象とした範囲等がわかるよう撮影してください。 「一見して全壊」と判定をした場合は、その要件に合致することがわかる写真を適切に撮影してください。 	
6～9 枚目	傾斜角 の撮影	<ul style="list-style-type: none"> 建物の傾斜角について、建物4隅の測定結果について撮影してください。 傾斜角の測定については、下げ振り等による測定のほか、スマートフォンのアプリケーション等を利用した測定の結果を撮影します。 	
10枚目	屋根等 の損傷 の撮影	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜角が1/60未満の場合、屋根等に脱落、破損等の損傷が生じて住家内への浸水のおそれがあるかの確認を行うため、木造・プレハブの場合、屋根、外壁、建具の写真を撮影します。 	
11枚目 以降～	被害 箇所	<ul style="list-style-type: none"> 木造・プレハブの場合、外壁、屋根、基礎を撮影した後、内部に立ち入って内壁、天井、床、建具、設備について撮影を行います。 いずれの場合も、被害箇所の面積割合が分かるように、まず被害箇所も含む見切り範囲を撮影した後、被害程度が分かるような被害箇所のクローズアップ写真を撮影します。 <p>【撮影上の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎被害等は適宜メジャーをあてて撮影する等、後で被害程度が確認できるようにしてください。 指さし確認も後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。 	

新

③調査の実施、調査票への結果の記入

(略)

●被害認定調査に先立ち、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）等が実施されている場合は、適宜それらの内容を活用します。

- ◇ 応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とした被害認定業務とはその目的、判定基準を異にするものですが、住家の被害を調査するにあたり、傾斜度等の調査内容において共通する部分もあることから、被害認定調査に先立ちこれらが実施されている場合には、調査の目的等が異なることを踏まえた上でその内容を活用することも考えられます。
- ◇ また、調査対象とする地域の設定、現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用することが考えられます。
- ◇ 具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられます。
- ◇ さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家や、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しい傾斜をしていることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能です。
- ◇ このほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとします。

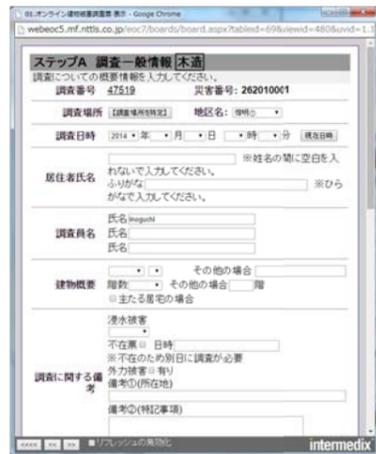
(略)

*参考：タブレット端末を活用した調査の事例（京都府福知山市）

(略)



(調査に用いたタブレットの例)



(タブレットの操作画面例)

出典：平成25年台風第18号 災害の記録（福知山市）、<http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/life/entries/004421.html>

(略)

旧

③調査の実施、調査票への結果の記入

(略)

●被害認定調査に先立ち応急危険度判定等が実施されている場合は、適宜それらの内容を活用します。

- ◇ 応急危険度判定及び被災度区分判定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とした被害認定業務とはその目的、判定基準を異にするものですが、住家の被害を調査するにあたり、傾斜度等の調査内容において共通する部分もあることから、被害認定調査に先立ちこれらが実施されている場合に、相違を踏まえた上でその内容を活用することも考えられます。

- ◇ また、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとします。

(略)

*参考：タブレット端末を活用した調査の事例（京都府福知山市）

(略)



(調査に用いたタブレットの例)



(タブレットの操作画面例)

出典：平成25年台風第18号 災害の記録（福知山市）、<http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/topics/entries/003859.html>

(略)

新

*参考：スマートフォンのアプリ等による傾斜の測定

- ・スマートフォン等に傾斜を測定できるアプリを導入し、傾斜を測定することも可能である。
- ・スマートフォン等を建物の壁（又は柱）に密着させ、斜度を測定する。
- ・測定は、下げ振りの場合と同様に各隅について2方向を計測し、計測した斜度をもとにしてそれぞれの方向に対して垂直長さ1,200mmの場合の水平距離を算出する。
(水平距離=1,200mm×斜度(%))
- ・算出した結果から、 $\sqrt{(x軸の傾き)^2 + (y軸の傾き)^2}$ により求めた値を、その柱の傾斜値として、調査票に記入する。



(略)

⑤調査に伴う住民対応の実施

(略)

*参考：想定問答集

(略)

- Q. 被災建築物応急危険度判定とは違う調査なのですか。
- A. 被災建築物応急危険度判定は、余震等による二次災害の防止のため、被災した建物について、応急危険度判定士（行政職員又は民間の建築士等）が、一定の基準に基づき、当面の使用の可否を判断し、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（青）」のステッカーを貼付するものです。
- Q. 被災宅地危険度判定とは違う調査なのですか。
- A. 被災宅地危険度判定は、余震等による二次災害の防止のため、被災した宅地について被災宅地危険度判定士（宅地防災の経験を有する行政職員等）が、一定の基準に基づき、危険度を判定し、「危険宅地（赤）」、「要注意宅地（黄）」、「調査済宅地（青）」のステッカーを貼付するものです。地域住民に周辺の通行時の注意喚起や、行政や所有者等に応急対策や修繕の必要性等を認識してもらうことを目的としています。
- Q. 被災建築物応急危険度判定で「危険」と判断された住宅は、被害認定でも「全壊」になるのですか。
- A. 被災建築物応急危険度判定で、「危険」と判断されれば、被害認定でも必ず「全壊」と認定されるわけではありません。
 例えば、住宅そのものに被害はないが、隣の家や擁壁が倒れてきそうで危険な住宅は、被災建築物応急危険度判定では「危険」と判断されることがありますが、被害認定では、「半壊に至らない」となります。
- Q. 被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判断された宅地にある住宅は、被害認定では「全壊」になるのですか。
- A. 宅地そのものの被害は、住宅の被害認定には反映されませんが、地盤の被害の影響による住宅の基礎等の損傷又は機能損失については、住宅の被害認定に反映されます。

旧

⑤調査に伴う住民対応の実施

(略)

*参考：想定問答集

(略)

- Q. 応急危険度判定とは違う調査なのですか。
- A. 応急危険度判定は、余震等による二次災害の防止のため、被災した建物について、応急危険度判定士（行政職員又は民間の建築士等）が、一定の基準に基づき、当面の使用の可否を判断し、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（青）」のステッカーを貼付するものです。
- Q. 応急危険度判定で「危険」と判断された住宅は、被害認定でも「全壊」になるのですか。
- A. 応急危険度判定で、「危険」と判断されれば、被害認定でも必ず「全壊」と認定されるわけではありません。
 えば、住宅そのものに被害はないが、隣の家や擁壁が倒れてきそうで危険な住宅は、応急危険度判定では「危険」と判断されることがありますが、被害認定では、「半壊に至らない」となります。

新	旧
<p>Q. <u>地震保険の調査と何が違うのですか。</u></p> <p>A. <u>地震保険の調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって被災した建物の主要構造部の損害を確認し、損害の程度に応じた地震保険金を支払うために行います。</u></p> <p>一方、被害認定調査は、各種支援策の適用の可否を判断するため、住家の主要な構成要素の経済的被害の割合により、<u>住家被害の程度を認定するために行います。</u></p> <p>(被害認定調査の調査・判定方法について)</p> <p>Q. <u>水害の被害認定調査はどのような方法で実施されるのですか。</u></p> <p>A. <u>木造・プレハブの戸建て1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施します。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なります。</u></p> <p>第1次調査は、住宅の敷地内に立ち入り、①外観の損傷状況、②浸水深の把握を行います。第2次調査は、①外観の損傷状況の把握、②住家の傾斜の計測、③浸水深の確認に加え、被災者の立会いのもと、住宅内部にも立ち入り、④外壁、基礎、内壁、天井、床、柱、建具、設備等の損傷の把握を行います。</p> <p>Q. <u>風害の被害認定調査は、どのような方法で実施されるのですか。</u></p> <p>(略)</p> <p>Q. <u>地震の被害認定調査は、どのような方法で実施されるのですか。</u></p> <p>(略)</p>	<p>Q. <u>保険会社の調査と何が違うのですか。</u></p> <p>A. <u>住宅総合保険等に加入している住宅が被災した場合、保険金の算定のため、鑑定人が被害額の査定等を行います。</u></p> <p>一方、被害認定調査は、各種支援策の適用の判断基準とするため、住家の主要な構成要素の経済的被害の割合により<u>被害の程度を認定する調査です。</u></p> <p>(被害認定調査の調査・判定方法について)</p> <p>Q. <u>水害の被害認定調査はどんな方法で実施されるのですか。</u></p> <p>A. <u>木造・プレハブの戸建て1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施します。</u></p> <p>第1次調査は、住宅の敷地内に立ち入り、①外観の損傷状況、②浸水深の把握(最も浅い部分で測定)を行います。第2次調査は、①外観の損傷状況の把握、②住家の傾斜の計測、③浸水深の確認に加え、被災者の立会いのもと、住宅内部にも立ち入り、④外壁、基礎、内壁、天井、床、柱、建具、設備等の損傷の把握を行います。</p> <p>Q. <u>風害の被害認定調査は、どんな方法で実施されるのですか。</u></p> <p>(略)</p> <p>Q. <u>地震の被害認定調査は、どんな方法で実施されるのですか。</u></p> <p>(略)</p>
<p>5. ★調査結果の整理</p> <p>(略)</p> <p>①写真データの管理</p> <p>●デジタルカメラの写真データをパソコンに入力し、管理します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ デジタルカメラの型式が違くと、個別にケーブルやソフトが必要となるので、注意が必要です。 ◇ 写真データは罹災証明書交付時等に参照する場合がありますので、すぐに取り出せるよう管理する必要があります。<u>そのため、調査日別・調査家屋別にフォルダを作成し、各フォルダ毎に所定の写真を撮影した順番で保存しておくことが重要です。</u> <p>(略)</p>	<p>5. ★調査結果の整理</p> <p>(略)</p> <p>①写真データの管理</p> <p>●デジタルカメラの写真データをパソコンに入力し、管理します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ デジタルカメラの型式が違くと、個別にケーブルやソフトが必要となるので、注意が必要です。 ◇ 写真データは罹災証明書交付時等に参照する場合がありますので、すぐに取り出せるよう管理する必要があります。 <p>(略)</p>

新

第5章 罹災証明書の交付と第2次調査・再調査の実施

1. 交付体制の整備

(略)

⑤★罹災証明書等の様式

(略)

a) 罹災証明書

(略)

◇ 「被害の程度」欄には、少なくとも国の被災者支援施策で用いられる区分(「全壊」「大規模半壊」「半壊」)を記載してください。さらに、地方公共団体の独自支援策等において必要とされる場合には、それら以外の区分を記載することもできます(『第2章1. ④ c) 被害区分』(p52)参照)。ただし、「床上〇〇cm浸水」や「損壊割合〇〇%」のように詳細に記載しようとすると、調査員の負担が大きくなるため、独自支援策の検討段階であらかじめ十分に調整することが重要です。

(略)

3. ★罹災証明書交付の広報

(略)

②支援施策等の広報

(略)

旧

第5章 罹災証明書の交付と第2次調査・再調査の実施

1. 交付体制の整備

(略)

⑤★罹災証明書等の様式

(略)

a) 罹災証明書

(略)

◇ 「被害の程度」欄には、少なくとも国の被災者支援施策で用いられる区分(「全壊」「大規模半壊」「半壊」)を記載してください。さらに、地方公共団体の独自支援策等において必要とされる場合には、それら以外の区分を記載することもできます。ただし、「床上〇〇cm浸水」や「損壊割合〇〇%」のように詳細に記載しようとすると、調査員の負担が大きくなるため、独自支援策の検討段階であらかじめ十分に調整することが重要です。

(略)

3. ★罹災証明書交付の広報

(略)

②支援施策等の広報

(略)

*参考：広報紙による広報（千葉県佐倉市）

広報紙に以下の記事を掲載し、罹災証明書の発行について広報した。

家屋の被害があったかたに
罹災証明書を発行

地震で家屋が被害にあったかたに罹災証明書を発行。罹災証明書：自然災害などにより住家などが破損した場合、市町村がその程度を判定し、証明するもの。証明書は、保険金の請求などの手続きに必要です。大規模災害が発生した場合に行われる各種救済措置も罹災判定に基づきます。

日時 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝を除く)
場所 交通防災課(市役所1号館4階)
持ち物 ▼印鑑 ▼写真(被害状況がわかるもの) ▼建物の図面
※即日発行はできません。
※「罹災証明願」に基づき、現地調査(日時指定不可)を実施。外観目視による調査のため、立ち会い不要。
問い合わせ 交通防災課
☎(484)6131

こうほう佐倉(平成23年4月1日)

新	旧
<p>第6章 被災者台帳の作成・利用</p>	<p>第6章 被災者台帳の作成・活用</p>
<p>被災者台帳の作成・利用</p>	<p>被災者台帳の作成・活用</p>
<p>被災者台帳を作成・<u>利用</u>します。</p>	<p>被災者台帳を作成・<u>活用</u>します。</p>
<p>(この項目で検討する事項)</p> <p>○被災者台帳の作成・<u>利用</u></p>	<p>(この項目で検討する事項)</p> <p>○被災者台帳の作成・<u>活用</u></p>
<p>○被災者台帳の作成・<u>利用</u></p>	<p>○被災者台帳の作成・<u>活用</u></p>
<p>●被災者台帳を作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災者台帳は、災害発生時に市町村が「被災者の援護を実施するための基礎」として作成できるものです。 ◇ 作成に当たっては、市町村の規模、被害の状況等を踏まえ、その必要に応じ、適切な手段により作成されることが望ましいとところです。そのため、法及び規則に規定する情報が記載・記録されているものであれば、システムの活用、紙媒体による管理等、どのような形式で作成しても差し支えありません。 ◇ 被災者台帳に係る関係部署は、被災者台帳の主担当部署のほか、その作成に際し被災者台帳に記載・記録する情報を提供する部署、被災者台帳を利用して被災者の援護を行う部署など多岐にわたることから、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成するためには、平時から各部署が連携して準備する必要があります。 ◇ 特に、被害認定担当部署(及び罹災証明書交付部署)と被災者台帳の主担当部署が異なる場合には、被害の状況について、①どのように取りまとめて、②どのように関係部署に周知情報を共有するのか、平時からルールを定めておくことがより適切と考えられます。 ◇ 内閣府(防災担当)では、Excel及びAccessによる「簡易なファイル」を提供しています。また、被災者台帳の作成に関する留意事項について、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」(平成29年3月 内閣府(防災担当))別添2においてチェックリスト形式で記述しています。いずれも以下のURLから確認できます。 ◇ なお、被災者台帳を作成する場合、罹災証明書交付台帳を作成する必要はありません(第5章2. 罹災証明書交付台帳の作成)。 	<p>●被災者台帳を作成・<u>活用</u>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災者台帳については、法第90条の3第1項において、被災地を所管する市町村の長(及びその補助機関である市町村の職員)が作成することとされています。 ◇ なお、「当該市町村の地域に係る災害が発生した場合」に該当するか否かについては、災害による死傷者の発生、住家被害の発生等、何らかの人的・物的被害の発生等を踏まえ、市町村長が判断することとなります ◇ 被災者台帳を作成・活用することにより、様々な被災者支援策を、迅速かつ的確に行うことが期待されます。 <p>◇ 被災者台帳を作成する場合、罹災証明書交付台帳を作成する必要はありません(第5章2. 罹災証明書交付台帳の作成)。</p>
<p><被災者台帳(内閣府ホームページ)></p> <p>http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/daichou.html</p>	

新

<被災者台帳作成による効果>

- 的確な援護実施（援護の漏れ、二重支給等の防止）
 - 援護の必要がある被災者の状況を的確に把握することにより、援護の漏れの防止が可能
 - 被災者台帳の記載・記録事項を確認することにより、二重支給の防止が可能
 - 例えば、「他の援護策の対象者は対象外」とする要件がある援護策の場合などにおいて、当該被災者に係る援護状況に係る事実確認が容易
- 迅速な援護実施
 - 被災者に係る情報を被災者台帳に集約して記載・記録することにより、迅速な被災者の援護が可能
- 被災者の負担軽減
 - 被災者が市町村の担当部署ごとに同様の申請等を行わずに済ませる運用が可能
- 関係部署の負担軽減（関係情報共有による重複の排除）
 - 災者に係る情報を収集した部署が、その情報を被災者台帳に記載・記録し、関係部署間で共有することにより、情報収集等事務の重複を防止することが可能

●被災者台帳を利用します。

- ◇ 被災者台帳を利用することにより、様々な被災者支援策を、迅速かつ的確に行うことが期待されます。
- ◇ 被災者台帳を活用することで、従来申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策(当該市町村業務)について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能となります。
- ◇ 台帳情報を利用した罹災証明書の添付を不要とする運用は、被災者と関係部署の双方の負担を軽減するとともに、迅速な被災者の援護の実施に寄与するものと考えられることから、当該市町村が被災者の援護を行うにあたり、これに係る申請に際し、罹災証明書の添付が不要となる施策等については、あらかじめ住民への周知も行っておくことが適切です。
- ◇ このほかにも、台帳情報を利用することにより、迅速な被災者の支援の実施や被災者や関係団体の負担軽減に繋がる事務等について、平時より検討を進め、関係部署と調整を図ることが望ましいところです。

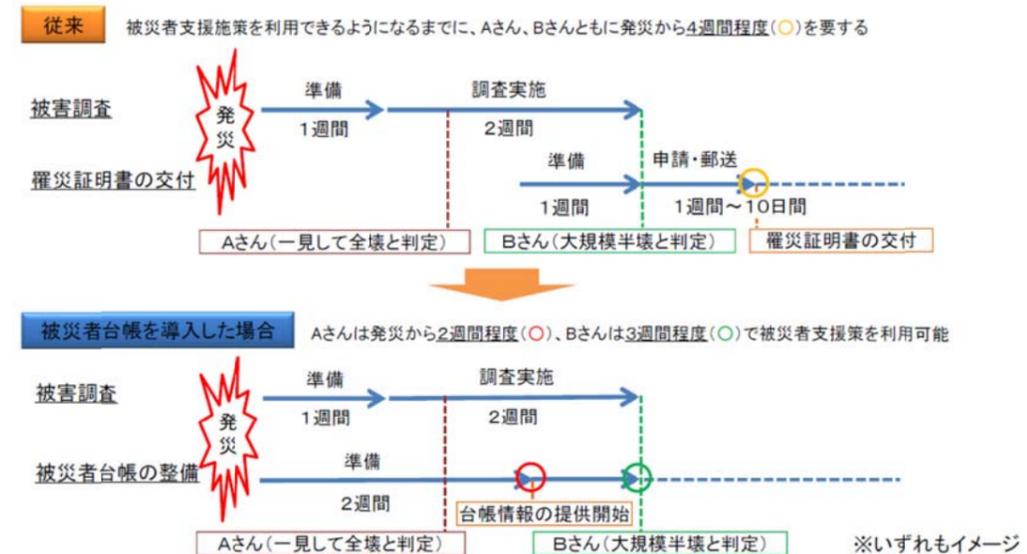
旧

<被災者台帳の導入のメリット>

- 関係部署による情報共有による重複の排除
 - 各部署で同様の情報を収集するための手間を排除（いずれかの部署で収集し、共有する）による時間・コスト等の軽減
 - 罹災の状況等、市町村内の他の部署が有している情報を何度も被災者に申請させる必要がなくなる
- 援護の漏れ、二重支給等の防止
 - 援護の資格を有する（対象者である）被災者の状況を的確に把握し、漏れを防止
 - 二重支給や他の援護を受けていた場合、援護対象から外れるような要件があるものについて、要件に合致するかどうかを把握可能
- 迅速な対応
 - 援護を実施する部署において、必要な情報を有することとなるため、被災者の援護について、迅速な対応が可能
- 被災者の負担軽減、的確な援護実施
 - 被災者が複数の援護担当部署で何度も同様の申請を行わずに済む
 - 他の地方公共団体との情報共有により、市町村が総合的な対策・助言を実施可能となる
 - 本人同意等の手続きを経ることにより、公共料金等の減免に必要な情報についても、市町村から関係事業者へ提供可能となり、被災者からの申請等手続き軽減が期待される。

<被災者台帳の整備による被災者支援の迅速化の例>

被災者台帳を活用することで、従来、申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策（当該市町村業務）について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能となります。



新

<台帳情報の利用イメージ>

利用イメージ	具体的内容
添付書類の省略(台帳作成市町村の手続)	被災者が市町村に対し給付・減免等の申請を行う場合、市町村が被災者の被害状況や罹災証明書の交付記録等を確認することにより手続を進め、罹災証明書等の添付を不要とする。
添付書類の省略(台帳作成市町村以外の者の手続)	被災者が台帳作成市町村以外の者に対し公共料金減免等の申請を行う場合、台帳作成市町村からその者に対し台帳情報の提供を行うことにより、被災者からその者への罹災証明書等の添付を不要とする。(ただし、地方公共団体以外の者に台帳情報を提供する場合は、台帳情報の提供について本人同意が必要)
被災状況に応じた援護の漏れ防止	給付金、各種減免猶予、義援金等を受けられる要件を満たしているにもかかわらず手続がなされていない者を台帳情報から抽出して案内を行う。
二重支給等の防止	台帳情報を確認することにより給付金、義援金等が二重に支給されないようにする。
被害状況や居所・連絡先等の共有	各部署等が行う被災者の援護の実施状況や、住所地から避難した場合などにおける現在の居所・連絡先等を被災者台帳に記載・記録して共有することにより、各部署が重複して被災者の状況や居所・連絡先の確認を行うことなく、市町村が保有している直近の情報を基に迅速に援護を行う。 被災者の被害状況やこれまでの援護の記録等から、今後の被災者の生活再建に向けた措置の検討等に利用する。
要配慮者への援護	避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者に対しても適切な援護を行うため、必要な配慮内容に応じ、要件に当てはまる者を抽出する。

<参考>

「被災者台帳の作成等に関する実務指針」(平成29年3月 内閣府(防災担当))

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/hisaisya_jitumuhontai.pdf

旧

*参考:被災者台帳を活用し、罹災証明書の交付数が削減された事例(千葉県佐倉市)

平成25年台風26号による被害において、被災者台帳を活用することで被災者への支援策を実施することし、公的支援の実施のための罹災証明書の交付は極力行わないようにした。その結果、罹災証明書の交付枚数を削減することができた。

●被災者台帳の作成にあたっては、以下の事項に留意します。

被災者台帳は、被災者の支援のために市町村が保有する様々な情報を共有するものです。このために、平時から情報を保有する部署・情報を活用する部署等における調整を行うことが重要です。

特に、被害認定担当部署(及び罹災証明書交付部署)と被災者台帳担当部署が異なる場合には、被害の状況について、①どのように取りまとめ、②どのように関係部署に周知情報を共有するのか、平時からルールを定めておくことがより適切と考えられます。

詳細な解説については、「平成26年度被災者台帳調査業務報告書」(平成27年3月 内閣府(防災担当)、<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/daichou.html>)に掲載のチェックリストに記述されています。

被災者台帳は、市町村の規模、被害の状況等を踏まえ、その必要性に応じ、適切な手段により作成されることが望ましいとされています。そのため、被災者支援の効率的な実施という目的に合致するものとして作成され、法に規定する情報が記載又は記録されているものであれば、システム、紙媒体による管理等、どのような形式で作成しても差し支えありません。

なお、内閣府(防災担当)では、Excel及びAccessによる「簡易なファイル」についてもホームページ上(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/daichou.html>)で提供しております。

<簡易なファイル(Excel;内閣府作成)>

<簡易なファイル(Access;内閣府作成)>

新

旧

*参考:表計算ソフトにより被災者台帳を作成した例(千葉県佐倉市)

被災者の援護を実施するための基礎情報処理を行うため、「被害認定等集計表(現在は、「佐倉市被災者支援台帳」に名称変更)」を作成。

防災防犯課で被害認定等集計表に情報を入力し、要請のあった各情報利用部署にExcelファイルごとデータを提供、各部署が必要な情報を追加入力し運用している。なお、防災防犯課では提供したデータのフィードバックは受けていないが、支援状況について照会を行う場合は、調査番号をキーに、データ照合を行っている。

被害認定調査の結果が再調査により変わった場合や追加の被害認定調査結果があった場合は、入力情報を更新し、その旨を示した上で、情報利用部署に再度データを提供する。

平成21年の作成以降、バージョンアップは随時行っている。他の地方公共団体でもカスタマイズして活用することができ、その説明書も作成している。

第7章 平常時からの備え

第7章 平常時からの備え

(略)

(略)

2. 応援・受援に係るネットワークと体制の整備

2. 応援・受援に係るネットワークと体制の整備

(略)

(略)

②関係団体との協定

②関係団体との協定

(略)

(略)

*参考:ネットワークおぢやの概要

*参考:ネットワークおぢやの概要

(略)

(略)

(平成29年6月30日現在)

都道府県	加入自治体(都道府県・区市町村)
東京都	杉並区、国分寺市、多摩市、あきる野市、日野市、町田市、狛江市
神奈川県	南足柄市、小田原市、開成町、山北町、秦野市、座間市
茨城県	守谷市、取手市、日立市、土浦市、常総市
栃木県	大田原市
埼玉県	戸田市、草加市、八潮市、所沢市、深谷市
群馬県	太田市
山梨県	南アルプス市、上野原市、富士川町、北杜市
三重県	松阪市、四日市市、津市、伊勢市
兵庫県	神戸市
福島県	只見町、北塩原村、南相馬市、浪江町
新潟県	新潟市、三条市、十日町市、見附市、燕市、妙高市、聖籠町、湯沢町、加茂市、長岡市、柏崎市、出雲崎町、津南町
長野県	飯田市、喬木村
奈良県	奈良県
千葉県	浦安市、流山市
富山県	富山市
静岡県	富士市、裾野市、小山町、御殿場市、富士宮市、磐田市、焼津市、三島市、 藤枝市
石川県	穴水町、輪島市、小松市
愛知県	田原市、清須市、新城市
愛媛県	今治市
大阪府	大阪市
福岡県	北九州市
岩手県	久慈市

都道府県	加入自治体(都道府県・区市町村)
東京都	杉並区、国分寺市、多摩市、あきる野市、日野市、渋谷区、町田市、狛江市
神奈川県	南足柄市、小田原市、開成町、山北町
茨城県	守谷市、取手市、日立市、土浦市
栃木県	大田原市
埼玉県	戸田市、草加市、八潮市、所沢市、深谷市
群馬県	太田市
山梨県	南アルプス市、上野原市、富士川町、北杜市
岐阜県	多治見市
三重県	松阪市、四日市市、津市、伊勢市
兵庫県	神戸市
福島県	只見町、北塩原村、磐梯町、南相馬市、浪江町
新潟県	新潟市、三条市、十日町市、見附市、燕市、妙高市、聖籠町、湯沢町、加茂市、長岡市、柏崎市、出雲崎町、津南町
長野県	飯田市、喬木村
奈良県	奈良県
千葉県	浦安市、流山市
富山県	富山市
静岡県	富士市、裾野市、小山町、御殿場市、富士宮市、磐田市、静岡市、焼津市、 三島市
石川県	穴水町、輪島市、
愛知県	田原市、清須市、新城市
愛媛県	今治市
大阪府	大阪市
福岡県	北九州市

新

注) 事務局:新潟県小千谷市、常葉大学
資料) ネットワークおぢやウェブサイトより作成
(略)

(略)

③ 応援・受援の手続の明確化

(略)

* 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン (内閣府)

- ・内閣府では、平成28年10月に「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を設置し、学識経験者や地方公共団体、民間企業、ボランティア団体の委員等の意見を聞きながら検討を重ね、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。
- ・ガイドラインには、応援・受援の基本的な考え方や基礎知識をはじめ、応援・受援班を設けることなど、地方公共団体が応援の受入れ体制の整備を推進するにあたり、参考となる事項が記載されている。

出典: 内閣府ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/index.html>

(略)

* 参考: 建築士の技術支援を受ける際のマニュアル (鳥取県)

(略)

出典: 鳥取県ホームページ、http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/139643/bousai_fukkyuu_manual_201611.pdf

(略)

* Push型の応援の例 (ネットワークおぢや)

- ・災害発生時に、会員団体が被災した場合、主に事務局がまず先遣隊として被災地に入り、必要と判断すれば、会員に対して応援依頼・応援調整を実施している。
- ・ネットワークおぢやでは、特に初動対応の迅速化の観点から、被災会員団体における被害認定調査のコーディネート・現地での調査支援を実施している。会員団体の調整後、ネットワークおぢやからの派遣職員と被災団体の職員が2名1組、ないしは3名1組のペアを組成し被害認定調査に従事することとしている。
- ・静岡県小山町への支援では、約1週間程度職員の派遣を行っている。また、東日本大震災時に液状化被害を受けた千葉県浦安市に対しては、派遣期間を2回に分けて、約1ヶ月にわたり職員派遣を行った。

(略)

(略)

旧

岩手県 | 久慈市

注) 事務局:新潟県小千谷市、常葉大学
資料) ネットワークおぢやウェブサイトより作成
(略)

(略)

③ 応援・受援の手続の明確化

(略)

* 参考: 建築士の技術支援を受ける際のマニュアル (鳥取県)

(略)

出典: 鳥取県ホームページ、http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/139643/bousai_fukkyuu_manual_201503.pdf

(略)

* Push型の応援の例 (ネットワークおぢや)

- ・災害発生時に、会員団体が被災した場合、主に事務局がまず先遣隊として被災地に入り、必要と判断すれば、会員に対して応援依頼・応援調整を実施している。
- ・ネットワークおぢやでは、特に初動対応の迅速化の観点から、被災会員団体における被害認定調査のコーディネート・現地での調査支援を実施している。会員団体の調整後、ネットワークおぢやからの派遣職員と被災団体の職員が2名1組、ないしは3名1組のペアを組成し被害認定調査に従事することとしている。
- ・直近では、静岡県小山町に支援しており、約1週間程度職員の派遣を行っている。また、東日本大震災時に液状化被害を受けた千葉県浦安市に対しては、派遣期間を2回に分けて、約1ヶ月にわたり職員派遣を行った。

(略)

(略)

新	旧
<p>4. 研修等</p>	<p>4. 研修等</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>①罹災証明書に関するマニュアル等の整備</p>	<p>①罹災証明書に関するマニュアル等の整備</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>* 参考：罹災証明書業務の手順を地域防災計画に規定した例（神奈川県伊勢原市、兵庫県高砂市）</p>	<p>* 参考：罹災証明書業務の手順を地域防災計画に規定した例（神奈川県伊勢原市、兵庫県高砂市）</p>
<p>・神奈川県伊勢原市及び兵庫県高砂市では、地域防災計画の中で、罹災証明書の交付、生活再建の支援について記載している。</p> <p>・伊勢原市地域防災計画 http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2013050100031/file_contents/02_.pdf</p> <p>・高砂市地域防災計画（風水害等対策編） http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/19,56506,188,921,html （地震対策編） http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/19,56506,188,921,html</p>	<p>・神奈川県伊勢原市及び兵庫県高砂市では、地域防災計画の中で、罹災証明書の交付、生活再建の支援について記載している。</p> <p>・伊勢原市地域防災計画 http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2013050100031/file_contents/02_.pdf</p> <p>・高砂市地域防災計画（風水害等対策編） http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/19,45017,c,html/45017/20150708-173220.pdf （地震対策編） http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/19,45018,c,html/45018/20150709-092429.pdf</p>
<p>* 参考：罹災証明書の交付に関する要綱の例（岡山県赤磐市）</p>	<p>* 参考：罹災証明書の交付に関する要綱の例（岡山県赤磐市）</p>
<p>・罹災証明書等の交付に関し以下に示す事項等を定めている。</p> <p>①証明書の交付の対象となるものは、<u>罹災</u>した住家又は非住家の不動産、動産その他これらに付随するものであること</p> <p>②<u>罹災</u>証明書の交付を受けようとするものは、<u>罹災</u>証明書・<u>罹災</u>届出証明書申請書に<u>罹災</u>状況が確認できる書類等を添付して、市長に申請しなければならないこと、及び当該申請書の様式</p> <p>③内閣府の運用指針に従った調査を行うこと</p>	<p>・罹災証明書等の交付に関し以下に示す事項等を定めている。</p> <p>①証明書の交付の対象となるものは、<u>り災</u>した住家又は非住家の不動産、動産その他これらに付随するものであること</p> <p>②<u>り災</u>証明書の交付を受けようとするものは、<u>り災</u>証明書・<u>り災</u>届出証明書申請書に<u>り災</u>状況が確認できる書類等を添付して、市長に申請しなければならないこと、及び当該申請書の様式</p> <p>③内閣府の運用指針に従った調査を行うこと</p>
<p>出典：赤磐市罹災証明書等交付要綱、http://www1.g-reiki.net/akaiwa_reiki/reiki_honbun/r137RG00001135.html</p>	<p>出典：赤磐市<u>り災</u>証明書等交付要綱、http://www1.g-reiki.net/akaiwa_reiki/reiki_honbun/r137RG00001135.html</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>⑥研修修了者の名簿への登録</p>	<p>⑥研修修了者の名簿への登録</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>* 参考：資格制度の例</p>	<p>* 参考：資格制度の例</p>
<p>兵庫県）</p>	<p>兵庫県）</p>
<p>・県職員、市町職員等を災害時に即戦力の調査員として被害調査に従事できる家屋被害認定士として養成し、被害調査の迅速化と統一化を担保することを目的とした「兵庫県家屋被害認定士制度」を設立した。</p>	<p>・県職員、市町職員等を災害時に即戦力の調査員として被害調査に従事できる家屋被害認定士として養成し、被害調査の迅速化と統一化を担保することを目的とした「兵庫県家屋被害認定士制度」を設立した。</p>
<p>1 趣旨</p>	<p>1 趣旨</p>
<p>平成16年台風第23号災害や新潟県中越地震災害における住家の被害調査において、調査手順が複雑で時間を要することや、隣接市町間で認定結果に差が出る等の課題が顕著になった。</p> <p>このため、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術を備え即時に被害調査に従事できる「兵庫県家屋被害認定士」制度を平成18年1月に創設し、同年2月から認定士の養成研修を実施している。</p>	<p>平成16年台風第23号災害や新潟県中越地震災害における住家の被害調査において、調査手順が複雑で時間を要することや、隣接市町間で認定結果に差が出る等の課題が顕著になった。</p> <p>このため、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術を備え即時に被害調査に従事できる「兵庫県家屋被害認定士」制度を平成18年1月に創設し、同年2月から認定士の養成研修を実施している。</p>
<p>2 養成人数及び内訳（平成29年度末）</p>	<p>2 養成人数及び内訳（平成25年度末）</p>
<p>(1) 養成人数 <u>1,885</u>人</p>	<p>(1) 養成人数 <u>1,008</u>人</p>
<p>(2) 内訳</p>	<p>(2) 内訳</p>

新

① 市町職員 1,646人 ② 県職員 116人 ③ 民間、関係団体 123人

3 制度概要

(1) 家屋被害認定士の役割

- ・ 災害時に即戦力の調査員として被害調査に従事
- ・ 被害調査に関する調査方法、判定方法等の被災者等への説明
- ・ 調査員となる他の職員等に対する必要な研修・訓練等の実施

(2) 家屋被害認定士の養成対象者

- ・ 市町職員、県職員、関係団体会員等

(3) 研修内容

- ・ 被害調査、被害認定と災害救助法及び被災者生活再建支援法
- ・ 被害認定基準と運用指針
- ・ 被害調査及び被害認定の業務フロー
- ・ 地震被害時及び浸水被害時における被害調査の方法と実習
- ・ 市町における調査員の受け入れ準備

(4) 被害調査に係る市町への支援

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月1日締結）による。

○家屋被害認定士派遣人数

(県内災害)

派遣を行った災害	派遣先	派遣延人数	期間
平成21年8月 台風第9号	佐用町、宍粟市	329人	15日間
平成25年4月 淡路島地震	淡路市、洲本市	377人	15日間
平成26年8月 阪神・丹波豪雨	丹波市	145人	9日間

(県外災害)

派遣を行った災害	派遣先	派遣延人数	期間
平成23年3月 東日本大震災	多賀城市、名取市、 仙台市、石巻市	688人	37日間
平成28年4月 熊本地震	益城町、大津町	525人	84日間
平成28年10月 鳥取県中部地震	倉吉市	151人	25日間

(和歌山県)

- ・ 平成23年台風12号での経験を踏まえ、住家被害認定業務についての必要な知識と技術を備えた者を事前に養成するため「和歌山県住家被害認定士制度」を平成24年度に創設（目標：平成28年度末までに1,000人を養成）。
- ・ 目標数は3連動地震による被害想定を参考に算出

※住家被害認定士養成数（平成29年9月末）：1,321人

（内訳）市町村職員数 925人、民間建築士数 259人、県職員数 137人

- ・ 被害の少ない市町村から被害の大きい市町村への応援派遣ができるような体制づくりを実施。
- ・ 平成28年度までに各市町村職員数の1割程度の職員が住家被害認定士の研修を受講するよう各市町村に依頼。

(略)

旧

① 市町職員 852人 ② 県職員 73人 ③ 民間、関係団体 83人

3 制度概要

(1) 家屋被害認定士の役割

- ・ 災害時に即戦力の調査員として被害調査に従事
- ・ 被害調査に関する調査方法、判定方法等の被災者等への説明
- ・ 調査員となる他の職員等に対する必要な研修・訓練等の実施

(2) 家屋被害認定士の養成対象者

- ・ 市町職員、県職員、関係団体会員等

(3) 研修内容

- ・ 被害調査、被害認定と災害救助法及び被災者生活再建支援法
- ・ 被害認定基準と運用指針
- ・ 被害調査及び被害認定の業務フロー
- ・ 地震被害時及び浸水被害時における被害調査の方法と実習
- ・ 市町における調査員の受け入れ準備

(4) 被害調査に係る市町への支援

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月1日締結）による。

※平成25年4月13日に発生した淡路島付近を震源とする地震において、兵庫県家屋被害認定士を派遣し、
家屋被害認定業務にあたった。

○家屋被害認定士派遣人数

県職員・市町職員延べ15日間、377人（派遣先：洲本市、淡路市）

(和歌山県)

- ・ 平成23年台風12号での経験を踏まえ、住家被害認定業務についての必要な知識と技術を備えた者を事前に養成するため「和歌山県住家被害認定士制度」を平成24年度に創設（目標：平成28年度末までに1,000人を養成）。
- ・ 目標数は3連動地震による被害想定を参考に算出

※住家被害認定士養成数（平成26年10月末）：559人

（内訳）市町村職員数 277人、民間建築士数 216人、県職員数 66人

- ・ 被害の少ない市町村から被害の大きい市町村への応援派遣ができるような体制づくりが必要。
- ・ 平成28年度までに各市町村職員数の1割程度の職員が住家被害認定士の研修を受講するよう各市町村に依頼。

(略)

新	旧
<p>6. 広報</p>	<p>6. 広報</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>①罹災証明書等に関する広報</p>	<p>①罹災証明書等に関する広報</p>
<p>●ホームページ、広報誌等の媒体を通じ、住民に対して罹災証明書等に関する情報を周知します。</p> <p><周知する内容のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査の必要性（「家屋を早急に取り壊す場合、あらかじめ各自で家屋の写真を撮ってもらう」ことも記載する。） 罹災証明書交付手続き及び罹災証明書により様々な支援が受けられること <u>被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定等との違い</u> 被災者支援施策の概要 	<p>●ホームページ、広報誌等の媒体を通じ、住民に対して罹災証明書等に関する情報を周知します。</p> <p><周知する内容のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査の必要性（「家屋を早急に取り壊す場合、あらかじめ各自で家屋の写真を撮ってもらう」ことも記載する。） 罹災証明書交付手続き及び罹災証明書により様々な支援が受けられること 応急危険度判定調査等との違い 被災者支援施策の概要
<p>第8章 都道府県の役割</p>	<p>第8章 都道府県の役割</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1. 平常時の取組</p>	<p>1. 平常時の取組</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>① 研修会の開催</p>	<p>③ 研修会の開催</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>*参考：住家被害認定士の養成（和歌山県）</p>	<p>*参考：住家被害認定士の養成（和歌山県）</p>
<p>・和歌山県では、平成23年台風12号災害による大雨災害の経験を踏まえ、兵庫県の協力を得ながら、住家被害認定業務について必要な知識と技術を備えた職員を事前に養成することを目的として、平成24年度に「和歌山県住家被害認定士制度」を創設した。</p> <p>・本制度では、県・市町村職員、県内の民間建築士等を対象として、住家被害認定士養成研修を実施し、研修修了者を「和歌山県被害認定士」として認証・登録するものである。</p> <p>・育成目標を1,000名以上としており、職員数の1割程度が住家被害認定士の研修を受講するよう、各市町村に依頼している。</p> <p>・平成29年9月末時点で1,321名（市町村職員925人、県137、民間建築士259人）の養成実績がある。</p>	<p>・和歌山県では、平成23年台風12号災害による大雨災害の経験を踏まえ、兵庫県の協力を得ながら、住家被害認定業務について必要な知識と技術を備えた職員を事前に養成することを目的として、平成24年度に「和歌山県住家被害認定士制度」を創設した。</p> <p>・本制度では、県・市町村職員、県内の民間建築士等を対象として、住家被害認定士養成研修を実施し、研修修了者を「和歌山県被害認定士」として認証・登録するものである。</p> <p>・育成目標として、平成28年度末までに1,000名以上を養成することとしており、平成27年11月末時点で700名（市町村職員371人、県91人、民間建築士238人）の養成実績がある。なお、目標達成に向け、各市町村職員数の1割程度の職員が住家被害認定士の研修を受講するよう、各市町村に依頼している。</p>
<p><和歌山県住家被害認定士養成研修プログラム（平成29年度）></p>	<p><和歌山県住家被害認定士養成研修プログラム（平成27年度）></p>

新

【1日目】

時間	講義科目	担当
10:00 ~ 10:05	ガイダンス（資料確認等）	県福祉保健総務課
10:05 ~ 10:10	主催者挨拶	
10:10 ~ 10:40	住家被害認定士制度等について	県福祉保健総務課
10:40 ~ 11:40	住家被害認定業務の概要と被災者支援制度	県福祉保健総務課
11:40 ~ 12:00	DVD上映	県福祉保健総務課
12:00 ~ 13:00	（休憩）	
13:00 ~ 15:00	災害に係る住家の被害認定について 水害【木造・プレハブ編】	県福祉保健総務課
15:00 ~ 15:15	（休憩）	
15:15 ~ 17:15	演習問題	県福祉保健総務課

【2日目】

時間	講義科目	担当
10:00 ~ 11:00	災害に係る住家の被害認定について 地震【木造・プレハブ編】	県福祉保健総務課
11:00 ~ 12:00	演習問題	県福祉保健総務課
12:00 ~ 13:00	（休憩）	
13:00 ~ 14:00	演習問題	県福祉保健総務課
14:00 ~ 14:15	（休憩）	
14:15 ~ 15:45	非木造について	県建築住宅課
15:45 ~ 16:00	質疑応答・閉会	

出典：和歌山県資料
（略）

*参考：建築士の技術支援を受ける際のマニュアル（鳥取県）

「『り災証明書発行に係る住家の被害認定業務』技術支援マニュアル」

- ・市町村、県、建築士の各々の業務が定められており、被害認定業務の支援を要請する側と要請を受ける側の実施すべきことが明確に整理されている。
- ・市町村、県、建築士の各々の業務及び派遣に係るやり取りについてフローに整理されている。

（略）

出典：鳥取県ホームページ、http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/139643/bousai_fukkyuu_manual_201611.pdf

（略）

旧

【1日目】

時間	講義科目	担当
10:00 ~ 10:05	ガイダンス（資料確認等）	県福祉保健総務課
10:05 ~ 10:10	課長挨拶	
10:10 ~ 10:40	住家被害認定士制度の説明	県福祉保健総務課
10:40 ~ 11:40	住家被害認定業務の概要と被災者支援制度	県福祉保健総務課
11:40 ~ 12:00	DVD上映	県福祉保健総務課
12:00 ~ 13:00	（休憩）	
13:00 ~ 14:00	家屋構造について	県建築住宅課
14:00 ~ 14:15	（休憩）	
14:15 ~ 17:15	災害に係る住家の被害認定について 水害【木造・プレハブ編】 ※地震被害調査のポイントも説明	県福祉保健総務課

【2日目】

時間	講義科目	担当
10:00 ~ 11:00	非木造について	県建築住宅課
11:00 ~ 12:00	演習問題	県福祉保健総務課
12:00 ~ 13:00	（休憩）	
13:00 ~ 14:30	演習問題	県福祉保健総務課
14:30 ~ 14:45	（休憩）	
14:45 ~ 16:15	演習問題	県福祉保健総務課
16:15 ~ 16:30	質疑応答・閉会	

出典：和歌山県資料
（略）

*参考：建築士の技術支援を受ける際のマニュアル（鳥取県）

「『り災証明書発行に係る住家の被害認定業務』技術支援マニュアル」

- ・市町村、県、建築士の各々の業務が定められており、被害認定業務の支援を要請する側と要請を受ける側の実施すべきことが明確に整理されている。
- ・市町村、県、建築士の各々の業務及び派遣に係るやり取りについてフローに整理されている。

（略）

出典：鳥取県ホームページ、http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/139643/bousai_fukkyuu_manual_201503.pdf

（略）

新

②市町村に対する応援体制の構築

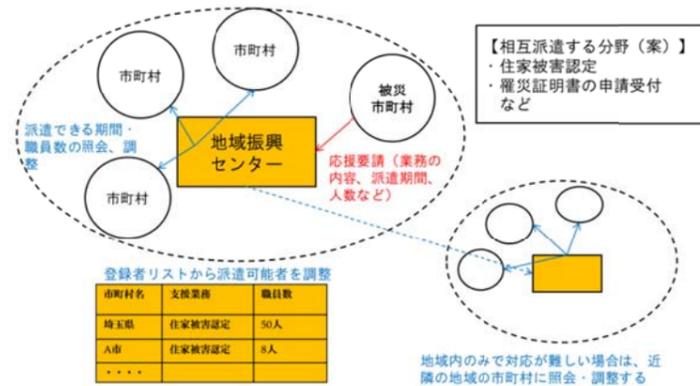
(略)

*参考：埼玉県・市町村人的相互応援制度（埼玉県）

- 平成25年9月に発生した竜巻災害を踏まえ、県と県内全市町村共同による独自の人的相互応援制度を創設した（平成26年4月1日以降発生災害から適用）。
- 制度では、被災市町村からの要請を受け、県内9箇所にある地域復興センターが窓口となり、近隣市町村と調整を行い人的応援を行うもので、対象分野は住家被害認定調査と罹災証明書の受付・申請対応である。あらかじめ市町村から派遣可能な人員・人数を聴取しリスト化し備える。
- 県で実施する研修と合わせて実施することでより実効性のある体制構築を行う。

〈埼玉県・市町村人的相互応援制度の概要〉

県地域復興センターが被災市町村から要請を受け、近隣市町村と調整



出典：埼玉県資料

旧

②市町村に対する応援体制の構築

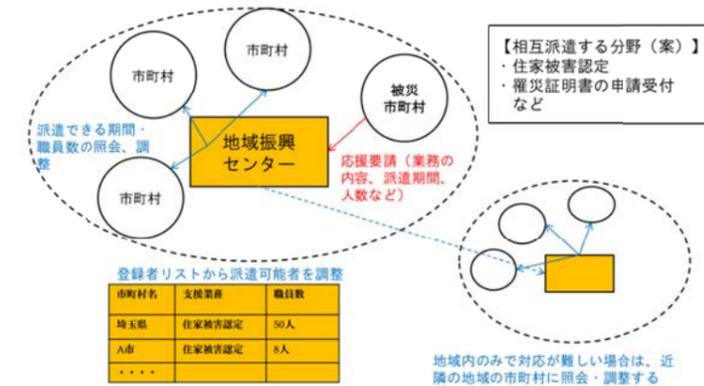
(略)

*参考：埼玉県・市町村人的相互応援制度（埼玉県）

- 平成25年9月に発生した竜巻災害を踏まえ、県と県内全市町村共同による独自の人的相互応援制度を創設した（平成26年4月1日以降発生災害から適用）。
- 制度では、被災市町村からの要請を受け、県内9箇所にある地域復興センターが窓口となり、近隣市町村と調整を行い人的応援を行うもので、対象分野は住家被害認定調査と罹災証明書の受付・申請対応である。あらかじめ市町村から派遣可能な人員・人数を聴取しリスト化し備える。
- 県で実施する研修と合わせて実施することでより実効性のある体制構築を行う。

〈埼玉県・市町村人的相互応援制度の概要〉

県地域復興センターが被災市町村から要請を受け、近隣市町村と調整



出典：埼玉県資料、ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/documents/633481.pdf>